

マレーシア

事業を行う際の費用



マレーシア：アジアの利益センター



マレーシア投資開発庁

www.mida.gov.my

はじめに

この資料の目的は、投資家の皆様がマレーシアで事業を行う際にかかる主な経費を、準備段階で見積もることができるようにすることです。さらに詳しい情報が必要な投資家の方は、クアラルンプールにあるマレーシア投資開発庁(MIDA)本部、またはお近くのマレーシア投資開発庁(MIDA)海外事務所か国内事務所までお問い合わせください。

発行:



マレーシア投資開発庁(MIDA)は、国際通商産業省(MITI)傘下の政府の主要な投資促進開発機関で、マレーシアの製造業とサービス・セクターへの投資を監督し推進しています。1967年のマレーシア投資開発庁(MIDA)の設立は、マレーシアの工業開発にとって「目的を持った前向きで協調的な促進活動にとって必要な推進力」として世界銀行から称賛されました。今日では、700人以上の従業員を抱える、強固でダイナミックな機関へと成長しています。クアラルンプール・セントラルに本部を構え、12地域20か所に事務所があります。マレーシア投資開発庁(MIDA)は、現代の技術革新から生まれる機会を掴もうとするビジネスの、戦略的なパートナーであり続けます。詳細情報につきましては、www.mida.gov.myをご参照のほか、X(旧ツイッター)、インスタグラム、フェイスブック、リンクトイン、ユーチューブ・チャンネルをフォローしてください。

ウェブサイト : www.mida.gov.my

1 マレーシア・リングgit(RM)は100セン(sen)です。現在、リングgit為替レートは、流動的な市場で決定される為替レートとなっています。この資料における円建ての表記は、¥100=RM3.1814 (2022年10月25日現在)で換算されています。

主な外国為替レートは、バンク・ネガラ・マレーシアのホームページでご確認ください。

加重平均貸出金利(WALR): 商業銀行 4.40% (2022年8月末現在)

資料出所: Bank Negara Malaysia – www.bnm.gov.my

免責事項: 掲載情報については、正確さに万全を期していますが、この情報に基づいて万一損害・損失が発生しても、マレーシア投資開発庁(MIDA)は一切責任を負いかねますことをご了承ください。

2022年



目次

事業を始める 4

- ・ マレーシア企業委員会へ支払う主な手数料
- ・ 事務所賃貸料
- ・ 工業用地と建物の費用

マレーシアの税制 7

- ・ 法人税
- ・ 石油所得税
- ・ 個人所得税
- ・ 源泉税
- ・ 売上税とサービス税(SST)
- ・ 物品税
- ・ 減価償却率

人的資源 10

- ・ 雇用の最低条件
 - » 2020年最低賃金令
 - » 2012年最低退職年齢法
- ・ 法定抛却
- ・ 外国人駐在員の雇用賃金水準

公共料金 17

- ・ 電気料金
- ・ 水道料金
- ・ 下水道料金
- ・ 指定廃棄物処理料金
- ・ ガスおよび燃料費
- ・ 通信料金
- ・ インターネット・サービス

輸送費用 27

- ・ コンテナ輸送料金
- ・ 海運貨物料金
- ・ クーリエサービス料金
- ・ 航空貨物料金

マレーシアに住む 32

- ・ 賃貸住宅
- ・ ゴルフクラブ会員権
- ・ インターナショナルスクールの学費
- ・ ホテル宿泊料金
- ・ 医療
- ・ 家事手伝い
- ・ 公共交通機関
- ・ 平均国内航空運賃
- ・ マレーシアでの外食
- ・ クアラルンプールでのショッピング
- ・ 主な商品の物価
- ・ 免税品

役立つ連絡先住所 38

- ・ 関連機関
- ・ マレーシア投資開発庁(MIDA) 国内事務所
- ・ マレーシア投資開発庁(MIDA) 海外事務所





マレーシアで事業を行う企業は、2016年会社法（法令777）に基づき、マレーシア企業委員会(SSM)に登録しなければなりません。

マレーシア企業委員会(SSM)へ支払う主な手数料

(2017年会社規制を参照)

事項	RM	¥
会社法27項に基づく、会社名の予約の申請	最長180日として、 30日ごとにRM 50.00 またはその一部。	最長180日として、 30日ごとに¥1,572 またはその一部。
会社法14項に基づく、会社設立の申請:		
(a) 有限責任株式会社	1,000.00	31,433
(b) 保証有限責任会社	3,000.00	94,298
(c) 無限責任会社	1,000.00	31,433
会社法562項に基づく、外国企業登録の申請:		
(a) 株式資本あり		
i. RM 1,000,000.00以下	5,000.00	157,164
ii. RM 1,000,000.00超 RM 10,000,000.00以下	20,000.00	628,654
iii. RM 10,000,000.00超 RM 50,000,000.00以下	40,000.00	1,257,308
iv. RM 50,000,000.00超 RM 100,000,000.00以下	60,000.00	1,885,962
v. RM 100,000,000.00超	70,000.00	2,200,289
(b) 株式資本なし	70,000.00	2,200,289

注：料金の詳細については、マレーシア企業委員会(SSM)のウェブサイトwww.ssm.com.myをご参照ください。
資料出所: Companies Act, 2016 (Act 777) & subsidiary legislations.

事務所賃貸料

場所	RM	¥
ケダ州 アロースター	19.00 – 27.00	597 – 849
ペナン州 ジョージタウン	ジョージタウン 26.00 – 38.00 ジョージタウン以外 36.00 – 48.00	ジョージタウン 817 – 1,194 ジョージタウン以外 1,132 – 1,509
ペラ州 イポー	16.00 – 26.00	503 – 817
クアラルンプール*	65.00 – 114.00*	2,043 – 3,583*
セランゴール州	48.50 – 65.00	1,524 – 2,043
ネグリセンピラン州	20.00 – 32.00	629 – 1,006
マラッカ州	26.00 – 38.00	817 – 1,194
ジョホール州 ジョホールバル	築年数 5 年以上 25.00 – 38.00 築年数 5 年以下 38.00 – 48.00	築年数 5 年以上 786 – 1,194 築年数 5 年以下 1,194 – 1,509
パハン州	16.00 – 27.00	503 – 849
トレンガヌ州	30.00 – 40.00	943 – 1,257
ケランタン州	15.00 – 28.00	471 – 880
サバ州	16.00 – 60.00	503 – 1,886
サラワク州	17.00 – 49.50	534 – 1,556

注：上記の賃料は、サービス料を含む1㎡当りの月額希望賃貸料の総額です。

* ペトロナス・ツインタワーの賃貸料を除く。

資料出所: CBRE / WTW Research, August 2022



工業用地と建物の費用

工業用地の費用*				建物付き工場の費用*	
場所	1ft ² 当りの販売価格	年次土地保有税	年次資産評価レート (資産価値に対する%)	建物面積1ft ² 当りの販売価格	1ft ² 当りの月額賃貸料
ペルリス州	RM8.00 – 12.00 ¥251 – 377	100m ² 当り RM296.50 100m ² 当り ¥9,320	8-10	RM436.00 ¥13,704	RM0.75 ¥24
ケダ州 (PKNK)	RM5.00 – 20.00 ¥157 – 629	1m ² 当り RM0.80 – 1.60 1m ² 当り ¥25 – 50	10 – 12	RM50.00 – 70.00 ¥1,572 – 2,200	RM0.50 – 0.70 ¥16 – 22
ケダ州 (KHTP)	RM55.00 ¥1,729	1ha.当り RM2,000 – 3,000 1ha.当り ¥62,865 – 94,298	8	該当なし	RM2.00 ¥63
ケダ州 (KSTP)	RM15.00 – 30.00 ¥471 – 943	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
ケダ州 (Northern Gateway)	交渉中	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
ペナン州	島 (評価に基づく) 半島 ペナン・サイエンスパークとペナン・サイエンスパーク・ノース 60年間の借地 1ft ² 当り RM 60.00 1ft ² 当り ¥1,886 バトゥカワン工業団地 60年間の借地 1ft ² 当り RM 70.00 1ft ² 当り ¥2,200 バンドル・カシア・テクノロジーパーク 1ft ² 当り RM80.00 1ft ² 当り ¥2,514	1. 島: 1m ² 当り RM 1.29 1m ² 当り ¥38 (1区画当り最低RM300 ¥9,383) 2. 半島: 1m ² 当り RM 1.08 1m ² 当り ¥32	MBPP (島) 12 MBSP (半島) 12	島 RM 180.00 – 440.00 ¥5,358 – 13,096 半島 RM 150.00 – 350.00 ¥4,465 – 10,418	島 RM 2.00 – 3.50 ¥60 – 104 半島 1.80 – 2.50 ¥54 – 74
ペラ州	RM18.00 – 38.00 ¥566 – 1,194	1ha.当り RM 0.40 – 0.90 1ha.当り ¥13 – 28	10 – 16	RM80 – 180 ¥2,515 – 5,659	RM0.60 – 1.70 ¥19 – 53
セランゴール州	RM65.00 – 200.00 ¥2,043 – 6,287	1ha.当り RM2,700 – 24,000 1ha.当り ¥84,868 – ¥754,384	8 – 13	RM100.00 – 500.00 ¥3,143 – 15,716	RM1.50 – 3.00 ¥47 – 94
ネグリセンピラン州	RM20.00 – 70.00 ¥629 – 2,200	1ha.当り RM1,976.84 – 7,700 1ha.当り ¥62,137.42 – 242,032	8 – 13	RM74.00 – 400.00 ¥2,326 – 12,573	RM0.90 – 1.50 ¥28 – 47
マラッカ州	RM35.00 – 59.00 ¥1,100 – 1,855	100m ² 当り RM 60 – 240 100m ² 当り ¥1,886 – 7,544	建物 0.35 – 0.55 空き敷地 0.07 – 0.50	RM200.00 – 350.00 ¥6,287 – 11,001	RM2.00 – 3.50 ¥63 – 110
ジョホール州	RM25.00 – 90.00 ¥786 – 2,829	軽工業: 1ha.当り RM1,600 ¥50,292 当り 1ha. 一般工業: 1ha.当り RM2,100 ¥66,009 当り 1ha. 重工業: 1ha.当り RM2,400 ¥75,438 当り 1ha.	0.33 – 1.0	RM140.00 – 400.00 ¥4,400 – 12,573	RM1.20 – 3.00 ¥38 – 95
パハン州	RM7.00 – 21.00 ¥220 – 660	1m ² 当り RM 15.00 – 21.00 1m ² 当り ¥471 – 660	7	RM50.00 – 127.00 ¥1,571 – 3,992	RM0.40 – 0.60 ¥13 – 19
トレンガヌ州	RM1.95 – 12.00(ft ²) ¥61 – 377 RM21.00 – RM124.00 (m ²) ¥660 – 3,900 RM84,983.98 – RM500,920.00 ¥2,671,276.17 – 15,745,269 (エーカー) 価格は完全なインフラ整備の有無によって変動あり 30年 (借地のみ)	RM0.07 – RM0.40 (ft ²) ¥2 – 13 RM0.70 – RM4.20 (m ²) ¥22 – 132 RM2,832.80 – RM16,698.00 ¥89,043 – 524,863 (エーカー) 価格は完全なインフラ整備の有無によって変動あり	5 – 10	RM89.95 – RM141.00 ¥2,827.37 – 4,432 (ft ²) 市場/区域により変動	RM0.20 – RM1.13 ¥6 – 36 (ft ²) 市場/区域により変動

工業用地と建物の費用

工業用地の費用*			建物付き工場の費用*		
場所	1ft ² 当りの販売価格	年次土地保有税	年次資産評価レート (資産価値に対する%)	建物面積 1ft ² 当りの販売価格	1ft ² 当りの月額賃貸料
ケランタン州	RM26.00 – 27.00 ¥817 – 849	1 ha.当り RM7,000.00 1 ha.当り ¥220,029	5 – 12	RM100.00 – 150.00 ¥3,143 – 4,715	RM0.75 – RM0.85 ¥24 – 27
サバ州* - KKIP	30年 (借地のみ) RM30.00 – 40.00 ¥943 – 1,257	1ft ² 当り RM0.25 1ft ² 当り ¥8	2 – 11	一戸建て RM647.00 – 770.00 ¥20,337 – 24,203 1棟2軒建て RM598.00 – 665.00 ¥18,797 – 20,903	一戸建て RM2.70 – 3.23 ¥85 – 102 1棟2軒建て RM2.49 – 2.77 ¥78 – 87
- POIC	工業用地 販売価格 RM26.00 psf – RM40.00 ¥817 – 1,257 psf リース価格 RM1.38 psf – 2.29 ¥43 – 72 psf / 年	1ft ² 当り RM 0.05 1ft ² 当り ¥2	-	(賃貸のみ)	レディビルド倉庫 (賃貸のみ) クラッド倉庫 – 6ユニット空きあり 広さ：15,500ft ² – 18,000ft ² 賃貸価格 1ft ² 当たりRM1.25 – RM1.35/月 1ft ² 当たり¥39 – ¥42/月 セミ・クラッド倉庫 広さ：29,062ft ² 1ユニット空きあり 賃貸価格： 1ft ² 当たりRM1.20/月 1ft ² 当たり¥38/月
サラワク州	RM8.00 – 20.00 ¥251 – 629	1m ² 当り RM 0.05 / ¥1 (地方の土地) 1m ² 当り RM 0.07 – 0.27 / ¥2 – 8 (街や郊外の土地)	5.5 – 25.1	1ft ² 当り RM 49.00 ¥1,540 (Ministry of International Trade & Industry, Industrial Terminal & Entrepreneur Development (MINTRED) の現在の 賃貸価格と 販売価格に基づく	1ft ² 当り RM 0.25 ¥8 (Ministry of International Trade & Industry, Industrial Terminal & Entrepreneur Development (MINTRED) の現在の 賃貸価格と 販売価格に基づく

資料出所: マレーシア投資開発庁 (MIDA)

マレーシアの税制

マレーシアで稼得する、またはマレーシアを源泉とする、もしくはマレーシア国外を源泉としマレーシア国内で受け取った、法人を含む全ての人の所得は、課税の対象となります。

しかし、2004年賦課年度から、銀行、保険、空輸、海運業を営む居住会社を除く個人が、マレーシア国外を源泉とする所得をマレーシアで受け取った場合は非課税です。

所得は当年度所得に基づいて課税され、マレーシア国税局(IRBM)が施行する現行の課税制度は、自己申告システム(SAS)です。自己申告システムでは、納税者が自身の所得を誠実に申告し、課税額を計算しなければなりません。納税に関する責任の所在は納税者にあります。所得税申告書をeファイリングで提出することによって課税額を正確に算定するために、納税者には税金に関する十分な知識が求められています。

2022年賦課年度の税率は下記のとおりです。

法人税

居住会社および非居住会社	24%
賦課年度の基準期間の開始時における払込資本金が普通株でRM250万 (¥74,411,406) 以下で、年間売上がRM5,000万 (¥1,488,228,116) 以下の居住会社:	
・ RM600,000 (¥17,858,737) までの課税対象所得に対して	17%
・ それ以上の課税対象所得に対して	24%

石油所得税

石油産業における川上事業を営む事業主は、1967年石油所得税法(PITA)における課税対象となります。	38%
2010年賦課年度から、石油所得税法(PITA)の課税制度は、当年所得に基づく自己申告システムに変更されました。	

個人所得税

課税対象所得 (各種控除後) がRM5,000 (¥148,823) 以上RM2,000,000 (¥59,529,125) 以下の居住者である個人	1 - 28%
課税対象所得 (各種控除後) がRM2,000,000 (¥59,529,125) 以上の居住者である個人	30%
非居住者である個人 (各種控除の適用無し)	30%

源泉税

源泉税は、非居住である個人や企業が稼得した所得を支払う者による源泉額からなり、源泉分はマレーシア国税局に送られます。	
税率は所得の種類に応じて定められ、その税率は1967年所得税法または二重課税条約(DTA)に明記されています。所得の種類は下記のとおりです。	
・ マレーシアで得た特定の所得:	10%
i. 非居住者が所有する不動産や権利の使用や、非居住者から購入した工場・機械・その他の器具の取付けまたは操作に関連して、非居住者によって提供されたサービスへの支払い。	
ii. 科学的・工業的・商業的な事業、ベンチャー、プロジェクト、スキームの経営や管理に関するアドバイス、アシスタント、サービスへの謝礼としての支払い。	
iii. 不動産の使用に対して支払われた賃料やその他の支払い。	
・ マレーシアで得た利子	15%
・ マレーシアで得たロイヤリティ	10%
・ 芸能人が、マレーシアで上演または提供したサービスによって得た報酬やその他の所得。	15%
・ 委託契約の支払い:	
i. 非居住者である委託請負人への支払い	10%
ii. 非居住者である委託請負人の従業員への支払い	3%
・ 1967年所得税法の4(f)項に該当する収益や利益	10%

資料出所: マレーシア国税局 - www.hasil.gov.my

売上税とサービス税 (SST)

売上税とサービス税 (SST)

2018年9月1日から、2018年売上税法と2018年サービス税法が、付随する法律と共に、2014年物品サービス税法 (GST) に替わって導入されました。

売上税

2018年売上税に基づき、輸入品と国内生産品に対して、輸入時または製品の売却時や、登録された製造業者によって処分された際に、売上税が課税されます。マレーシアの売上税は、マレーシアで製造された最終製品やマレーシアに輸入された製品に、一段階課税されるものです。登録された製造業者によってマレーシアで製造された課税対象品に対して、製品の売却時、売却以外での処分時、製品の原料として以外に使用された時に売上税が課税されます。輸入品に対する売上税は、商品が申告され、輸入税が支払われ、税関の審査を通過した際に課税されます。12カ月以内に売却価値がRM50万を超える課税対象品を生産する製造業者は、2018年売上税法12項に従い登録することが義務付けられています。売却価値がRM50万以下の課税対象品を生産する製造業者は、2018年売上税法14項に基づき、同法による便宜を享受するために任意で登録することができます。下請け業者として事業を行う製造業者で、12カ月以内の下請け業務の総人権費がRM50万を超える場合は、2018年売上税法12項に従い登録することが義務付けられています。

売上税の税率

売上税は通常10%です。特定の非主要食品、アルコール飲料、タバコの葉/タバコ、建材には5%が課税されます。また、特定の石油製品や潤滑油は、個別の税率が課税されます。

サービス税

マレーシアのサービス税は、「課税対象サービス」とされる特定のサービスに対する間接的な一段階の課税形態です。サービス税は、2018年サービス税法の付則1に基づき担当省によって規定された課税対象サービスのリストに含まれないサービスに対して課すことはできません。2018年サービス税法 (STA2018) は、特定の地域、自由地域、保税倉庫、保税工場、共同開発地域 (JDA) を除く、全マレーシア国内で適用されます。

課税対象サービス

課税対象サービスは、2018年サービス税法の付則1の各種分野に記載されているすべてのサービスです。課税対象サービスを提供し、それぞれの基準値を超える課税対象者は、登録が義務付けられています。対象となる分野は、宿泊、飲食提供者、ナイトクラブ、ダンスホール、ヘルス・ウェルネスセンター、プライベート・クラブ、ゴルフ場、ゴルフのドライビング・レンジ、賭博・ゲームサービス、専門サービス、その他、保険、通信、駐車場、広告などを提供するサービス提供者です。

課税

サービス税は、登録業者が事業を行う際に、マレーシア国内で提供するあらゆる課税対象サービスに課税されます。サービス税は、登録業者が顧客に提供する課税対象サービスの支払いを受け取ったときに支払う必要があります。サービス税は、2018年サービス税法 (STA2018) に基づく輸出入サービスに対しては課税されません。

サービス税の税率

サービス税の税率は、2018年サービス税 (税率) 規則に基づき固定され、2018年9月1日から実施されています。サービス税の税率は、2018年サービス税法 (STA2018) 9項で定められた課税対象サービスの価格、保険料、賭博やゲームの価値などの6%です。

クレジットカードやチャージカードに対するサービス税の税率

クレジットカードまたはチャージカードのサービス提供に対するサービス税の税率は、主要カードや追加カードにつき年間RM25です。サービス税は、カードの発行日とその後12カ月ごとのカードの発行時、またはカードの更新日とその後12カ月ごとのカードの更新時に徴収されます。

詳細情報につきましては、<https://mysst.customs.gov.my/>をご参照ください。

資料出所: マレーシア関税局 - www.custom.gov.my

物品税

1976年物品税法に基づき、輸入品および国内生産品に対し物品税が課税されます。対象物品は、2017年物品税法令により定められています。下記の物品が対象に含まれています。

物品	税率
・自動車	65% - 105%
・4輪駆動車	60% - 105%
・オートバイ	20% - 30%
・アルコール飲料、蒸留酒、酢	1 リットル当りのアルコール度数100%につきRM1.10 (¥33) + 15% - RM450 (¥13,394)
・タバコ及びタバコ代用品	1 本当りRM0.40 (¥12) - RM400 (¥11,906)

資料出所: マレーシア関税局 - www.custom.gov.my

減価償却率

適格資本支出に対して、減価償却が認められます。取得時償却は資本支出が発生した初年度に請求することができ、年次償却は定額法によって毎年請求することができます。品目別の償却率は、以下の表の通りです。産業用建物、プラント、機械に関しては、対象となる特定の品目について、マレーシア国税局に確認することが奨励されています。



資本支出	取得時償却	年次償却
・ 産業用建物	10%	3%
・ プラントおよび機械機器	20%	14%
・ 重機および自動車	20%	20%
・ コンピュータおよびIT機器	20%	20%
・ 環境管理機器	40%	20%
・ その他	20%	10%

資料出所: マレーシア国税局 - www.hasil.gov.my

国外源泉所得 (FSI) の所得税免除

所得税 (免除) (No.6) Order 2022 [P.U.(A) 235]- 国外源泉配当の免除			
該当者:	該当条件:	該当所得:	免除期間:
i. 居住者 (マレーシアでのビジネスパートナーシップを通じて受け取る配当所得に関して) ii. 有限責任会社 iii. 居住会社	i. マレーシアで受け取る国外源泉所得はその所得が発生する領域のほうに基づく所得税と同様の課税対象となり ii. 所得が発生する領域の法に基づく所得税と同様の課税の税率は15%以上とする。	マレーシアで受け取るマレーシア国外源泉の配当所得。 マレーシアで受け取るマレーシア国外源泉配当所得とは、マレーシア国外で発生する配当所得でマレーシアへ持ち込まれるものを意味する。	2022年1月1日から2026年12月31日まで

資料出所: マレーシア国税局 - www.hasil.gov.my



雇用の最低条件

1955年雇用法は、マレーシアの労働関連事項についての主要な法律です。

有給出産休暇	: 60日間
通常就業時間	: 1日当り8時間以内、または1週間当り48時間以内
有給祝祭日	: 暦年当り少なくとも11日間の公示された祝祭日（5つの必須祝祭日である、国家記念日、国王誕生日、各州統治者の誕生日/連邦区記念日、メーデー、マレーシア・デイを含む）、および1951年祝日法第8条に基づき祝祭日と宣言された日。

従業員の年次有給休暇:

勤続2年未満	: 8日間
勤続2年以上5年未満	: 12日間
勤続5年以上	: 16日間

*従業員には最小限の年次有給休暇が与えられます。

暦年当りの有給病気休暇:

勤続2年未満	: 14日間
勤続2年以上5年未満	: 18日間
勤続5年以上	: 22日間
入院が必要な場合	: 最長60日間(上記の暦年当りの有給病気休暇を含む)

*従業員には最小限の有給病気休暇が与えられます。

残業手当:

通常の就業日	:	賃金の時給の1.5倍
休日出勤	:	賃金の時給の2倍
祝祭日出勤	:	賃金の時給の3倍

2020年最低賃金令

一般的に、マレーシアにおける賃金には規定がなく、需要と供給の市場原理に基づいています。2020年最低賃金令は、1955年雇用法の別表1に明記された被雇用者に対して支払われる最低賃金を定めたものです。最低賃金は基本給として定義され、各種手当やその他の報酬は含まれません。マレーシア半島、サバ州、サラワク州、ラブアンにおける最低賃金はRM1,500 (¥47,149) と定められています。いかなる事業主も、規定額以下を支払ってはいけません。すべてのマレーシア人従業員と外国人従業員に、法令どおりの最低賃金を受け取る権利があります。

2012年最低退職年齢法

従業員の最低退職年齢は満60歳です。2012年最低退職年齢法の別表に、対象外となる特定の者が明記されています。

資料出所: Ministry of Human Resources – www.mohr.gov.my

法定拠出

2021年1月1日から有効の、1991年被雇用積立基金法 (EPF) に基づく法定拠出額:

60歳以下 (2020年2月28日現在)	
雇用者	被雇用者
a) 月額給与が RM5,000 (¥157,164) 以下 被雇用者の月額給与の13%の法定レート	被雇用者の月額給与の11%の法定レート
b) 月額給与が RM5,000 (¥157,164) 超 被雇用者の月額給与の12%の法定レート (1991年被雇用積立基金法(EPF)の別表3(パートA))	
60-75歳	
雇用者	被雇用者
(i) マレーシア国民	
被雇用者の月額給与の4%の法定レート (1991年被雇用積立基金法(EPF)の別表3(パートE))	被雇用者の月額給与の0%の法定レート
(ii) 永住権保持者	
a) 月額給与が RM5,000 (¥157,164) 以下 被雇用者の月額給与の6.5%の法定レート	被雇用者の月額給与の5.5%の法定レート
b) 月額給与が RM5,000 (¥157,164) 超 被雇用者の月額給与の6%の法定レート (1991年被雇用積立基金法(EPF)の別表3(パートC))	

外国人労働者、外国人駐在員、その雇用者は、法定拠出義務を免除されています。しかし、以下のように拠出することで被雇用積立基金法(EPF)に加入することを選ぶことができます。

60歳以下

雇用者の分担金-被雇用者1人につき毎月RM5.00 (¥157)
被雇用者の分担金-被雇用者の月額給与の11%

(1991年被雇用積立基金法(EPF)の別表3(パートB))

資料出所: Employees Provident Fund – www.kwsp.gov.my

60-75歳

雇用者の分担金-被雇用者1人につき毎月RM5.00 (¥157)
被雇用者の分担金-被雇用者の月額給与の5.5%

(1991年被雇用積立基金法(EPF)の別表3(パートD))

1969年被雇用者社会保障法（法令4）

社会保障機関（Social Security Organisation, SOCSO）は、1969年被雇用者社会保障法（法令4）に基づき、従業員とその家族を保護するために、2つの社会保障制度を提供しています。2つの社会保障制度は、以下のとおりです。

- ・ 雇用傷害保険制度
- ・ 疾病制度

雇用傷害保険制度

雇用傷害保険制度は、就業によって、または就業中に生じた、仕事に関連した事故や職業病に苦しむ被雇用者に保障を提供します。雇用傷害保険制度に基づき支給される手当には、医療手当、一時障害手当、永久障害手当、看病手当、扶養手当、葬儀手当、リハビリ手当、教育手当などがあります。

疾病制度

疾病制度は、雇用と関連のないあらゆる原因による疾病や死亡に対し、24時間補償を従業員に提供します。しかし、従業員は疾病年金の対象となる条件を満たしていなければなりません。疾病制度に基づき支給される手当には、疾病年金、疾病給付金、看病手当、遺族年金、葬儀手当、リハビリ手当、教育手当などがあります。

拠出

社会保障機関（SOCSO）への拠出は、法律によって、対象となる雇用者と被雇用者に義務付けられています。この制度は、2つの拠出カテゴリーに分かれています。

- ・ 第1カテゴリー
被雇用者が60歳未満の場合、雇用者と被雇用者の両者によって雇用傷害保険制度と疾病制度のために拠出されます。このカテゴリーの拠出レートは、拠出スケジュールに従って、雇用者は被保険者（被雇用者）の月額給料の1.75%、被雇用者は0.5%となっています。
- ・ 第2カテゴリー
60歳に達した被雇用者及びこれまでの拠出がない55歳の新規被雇用者の場合、このカテゴリーの拠出レートは、被保険者（被雇用者）の給料の1.25%で、拠出スケジュールに従って雇用者が支払います。このカテゴリーの被雇用者は、雇用傷害保険制度のみ該当します。

雇用者の加入資格

1人以上の従業員を雇用する雇用主は、被雇用者社会保障法で定義されているとおり、社会保障機関（SOCSO）に登録し、拠出しなければなりません。

従業員の加入資格

民間部門において労働契約または実習制度で雇用される被雇用者や、連邦/州政府や連邦/州の法定組織の契約職員/臨時職員に該当するマレーシア国民及び永住者は、社会保障機関（SOCSO）に登録し加入しなければなりません。拠出レートは、月額給与RM5,000.00 (¥157,164) を上限としています。

1969年被雇用者社会保障法の対象外となる被雇用者は下記のとおりです。

- i. 連邦政府、州政府の正職員

2017年自営業社会保障法（法令789）

2017年自営業社会保障法（法令789）は、2017年6月1日に施行されました。当初、この法律に基づく自営業社会保障制度（SKSPS）は、自営業のタクシー運転手などの旅客輸送部門の自営業者、および電子配車運転手や自営業のバス運転手など同様のサービスを提供する個人が対象でした。その後、この制度の対象範囲は、製品・食品輸送、農業、畜産、林業、漁業、食品、建設、製造、行商、宿泊施設、オンラインビジネス、情報技術、データ処理、エージェント、プロフェッショナルサービス、サポートサービス、芸術、家事サービス、美容とヘルスケアなど、さらに19の分野の自営業者に拡大されました。

現在、旅客輸送および製品・食品輸送部門の自営業者はSKSPSに登録することが義務付けられています。

SKSPSは、自営業の被保険者を雇用傷害や職業病から保護します。自営業傷害とは、自営業活動に起因する、または自営業活動のための移動中を含む自営業活動中に発生した事故または職業病によって自営業者が被った傷害を意味します。この制度は、医療、一時的障害、永続的障害、常時付き添い、扶養家族、葬儀、教育などの給付金のほか、身体的または職業的リハビリテーションのための施設を提供します。保護期間は拠出金が支払われた日から12か月です。

2017年雇用保険制度（法令800）

雇用保険制度（EIS）は、怪我をして職を失った労働者に即時の資金的支援を提供するために、2018年1月に導入されました。対象となる労働者は、必要であれば、新しい職探しの支援を得られ、雇用適正を向上させるための職業訓練を受けることができます。

雇用保険制度（EIS）の目的

- i. 失業した被保険者に対し、即時の資金保護を提供すること。
- ii. 失業した労働者に対し、再雇用斡旋プログラムを通して、新しい職探しを支援すること。
- iii. 求職者のスキルに基づいて求人をマッチングする人材仲介業者として機能すること。
- iv. 労働市場で求められている関連スキルの習得のため被保険者の訓練を行うこと。
- v. 国民や政策決定者に労働市場情報（LMI）を提供する

雇用保険制度 (EIS) の保障範囲

- i. 民間部門のすべての雇用者は、自社の各被雇用者につき、拠出金を毎月支払わなければなりません。(公務員、自営業者を除く。)
- ii. 被雇用者とは、労働契約または実習制度に基づき賃金を受け取り、雇用者に雇われる者と定義されています。労働契約または実習制度は、口頭または書面で示されたか、暗示されたものです。
- iii. 18歳から60歳の被雇用者は加入が義務づけられています。しかし、57歳までに加入暦がない57歳以上の被雇用者は免除されます。
- iv. 拠出レートは、保障された給与RM5,000.00 (¥157,164)を上限としています。

雇用保険制度 (EIS) の保険料

雇用者：被雇用者の月額給与の0.2%

被雇用者：被雇用者の月額給与の0.2%

雇用保険制度 (EIS) の福祉手当

- 求職手当 (USA)
- 収入減手当 (RIA)
- 研修費 (TF)
- 研修手当 (TA)
- 早期再就職手当 (ERA)
- 再就職斡旋プログラム
- キャリア
- カウンセリング

社会保障範囲の拡張

事業者の配偶者

2018年7月1日より、社会保障機関 (SOCSCO) は、法令4と法令800に基づき、社会保障の保護を、配偶者と同じ事業所で働くその配偶者にも広げました。この社会保障の保護の拡張により、法令4と法令800に基づき、配偶者に雇用され働く、対象となる妻や夫は、両法律に基づき社会保障に保護されるようになりました。

以前は、彼らは両方の法律に基づいて登録または貢献する資格がなかったため、社会保障保護の対象外とされていました。2018年7月1日より、配偶者を自分の事業で働かせるために雇用する雇用主は、Act 4 および Act 800 に基づき、両法で定められた拠出率と手順に基づいて PERKESO に登録し貢献することが義務づけられています。

外国人労働者

社会保障機関 (SOCSCO) は、2019年1月1日より、マレーシア国内のすべての合法的な外国人労働者 (家事使用人を除く) にも社会保障の保護を広げました。これにより、法令4に基づく雇用傷害保険制度の保障を受けられるようになりました。拠出レートは保障された給料の1.25%で、雇用者によって支払われます。雇用傷害保険制度は、就業によって、または就業中に生じた事故や職業病や、通勤時の事故に際し、被雇用者に保障を提供します。

家事労働者

家事労働者に対する社会保障適用範囲の拡大は、2021年6月1日に発効しました。ただし、雇用主には、家事労働者を登録してPERKESOに拠出するために、2022年5月31日までクーリングオフ期間が与えられました。この延長により、マレーシア国民、永住者および一時滞在者の家事労働者もAct4の雇用傷害保険および疾病年金制度、および Act 800 に基づく雇用保険制度 (ES) の対象となります。外国人家事労働者の場合、彼らは Act4 に基づく雇用傷害保険のみの対象となります。

2022年6月1日より、雇用主と家事労働者は PERKESO に登録して拠出することが義務づけられています。Act 4 に基づき、雇用主は、雇用傷害保険については家事労働者の月額給与の1.25%、疾病年金制度については0.5%を拠出する一方、家事労働者は、月額給与の0.5%を疾病年金制度に拠出する。Act800に基づき、雇用主と家事労働者はそれぞれ従業員の月額給与の0.5%を雇用保険制度に拠出します。

職場復帰プログラム (RTW)

RTW プログラムは、雇用傷害や病気に苦しむ PERKESO の被保険者が医学的に復帰可能になり次第、または最大限の回復が達成されたときに、怪我や障害の影響を最小限に抑えることに主な焦点を当てて安全で生産的な仕事ができるよう支援する積極的なアプローチとして2007年に導入されました。このプログラムでは、費用対効果の高いケアを促進しながら、医療提供者と患者とともにリハビリテーション計画と実施を管理するケースマネージャーによる計画と調整が含まれます。

リハビリ治療が成功した後、負傷した労働者は仕事を再開し、自分自身と家族を経済的に支え続けるとともに、再び国の生産的な労働力として、国の経済成長に貢献することになる。

SOCSCO トゥン・ラザク・リハビリテーション・センター (TRRC)

マラッカ州バンダルヒジャウにある PERKESO TRRC は、理学療法、作業療法、神経ロボット療法、感覚療法、産業リハビリテーション、および義肢装具を統合した身体リハビリテーションプログラムを提供する国際基準のリハビリテーションセンターです。2014年10月1日に操業を開始し、負傷した労働者が生産的な仕事に安全に復帰できるようにサポートするために、職業リハビリテーションプログラムでさまざまなリスティングおよびスキルアップモジュールも提供しています。

TRRC にはニューロロボティクスリハビリテーションおよびサイバニクスセンターも併設されており、これはサイバーダイン HAL (ハイブリッド補助肢装置) の全製品を使用したサイバニクス治療を提供しますセンターとして ASEAN 地域では初、世界で4番目です。このセンターは、CYBERDYNE株式会社と協力して設立され、麻痺や神経変性疾患などの脊髄または脳損傷を患う患者に高度なニューロロボティクスリハビリテーション治療を提供します。

人間ドックプログラム (HSP)

PERKESO は、健康的なライフスタイルを促進および育成すると同時に、労働者の非感染性疾患の早期発見と予防を促進する取り組みの一環として、2013年に健康診断プログラム (HSP) を導入しました。対象となるマレーシアの被保険者への健康診断バウチャーの配布は、SEHATI として知られる新しいデジタルプラットフォームに置き換えられました。SEHATI には、従業員向けのモバイルアプリケーションや、診療所、研究所、マンモグラムセンターなどのサービスパネル向けのポータル経由でアクセスできます。HSP は、PERKESO の疾病年金制度に加入している 40 歳以上の従業員と、健康リスクのある 30 歳から 39 歳までの従業員に提供されます。

ビジョンゼロ

職場での事故の認識と予防を促進する PERKESO は、2017年に国際社会保障協会 (ISSA) が開始した世界的なキャンペーンである「ビジョンゼロ」を採用しました。ビジョンゼロはあらゆるレベルの職種における安全、健康、幸福の3つの側面を統合した予防に対する革新的なアプローチです。ビジョンゼロは、職場での予防風土を促進するための実践的なステップとして7つのゴールドンルールを導入しています。

PERKESO Prihatin Squad

2016年に導入された PERKESO Prihatin Squad は、全国のすべての PERKESO オフィスで活動しています。この制度は、被扶養者となっている適格な労働者や扶養家族ができるだけ早く PERKESO 給付金を確実に受け取れるよう積極的な措置を講じることにより、事故、病気、または死亡に巻き込まれた PERKESO の被保険者を支援する取り組みを促進するために設立されました。Prihatin Squadメンバーは、マスメディア、ソーシャルメディア、その他の政府機関、NGO、地域リーダーなどの信頼できる情報源を含むさまざまなチャネルから、あらゆる事故や事故に関するニュースを常に把握しています。

ソーシャルシナジープログラム

PERKESO は、プログラムの設立を通じて、国内に集中的で体系的かつ包括的な社会保障エコシステムを確立するために率先して取り組んできました。2017年に開始された社会保障プログラムは、社会保険、社会扶助、労働市場介入を組み合わせた総合的な社会保障プラットフォームです。この革新的な取り組みは、政府機関、NGO、地域住民などのさまざまなステークホルダーとの戦略的協力に支えられ、貧困や断片的な社会保障制度による重複する社会保障給付など、人々が直面する問題に対処することを目指しています。この社会保障ネットワークの下でのステークホルダー間の相乗効果は、マレーシア最大の社会保障データハブとなる MySynergy System によって支えられています。

2001年Pembangunan Sumber Manusia Berhad法 (法令612)

2001年Pembangunan Sumber Manusia Berhad法 (法令612) は、HRD Corpの役割、責務、機能、権限を規定する法律です。この法律は、従業員、実習生、研修生の研修と育成、HRD Corpによる基金の設立と運営、その他のすべての関連事項に資金を提供することを目的とした人的資源開発(HRD)賦課金の課税と徴収に関する規定を定めています。

同法別表1の対象となるすべての雇用主は、従業員の月額給与の1%にあたる人的資源開発賦課金を支払う必要があります。

登録の適格基準

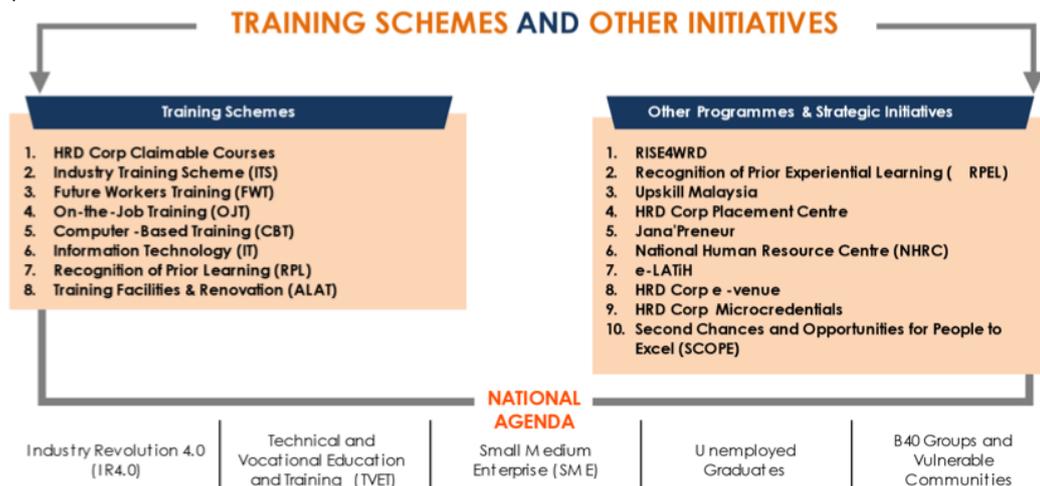
義務カテゴリー (1% 課税)	10人以上のマレーシア人従業員を雇用する雇用者
任意カテゴリー (0.5% 課税)	5から9人のマレーシア人従業員を雇用する雇用者

セクターの全リストは、www.hrdcorp.gov.myから入手できます。

資料出所: *Pembangunan Sumber Manusia Berhad (PSMB)* - www.hrdcorp.gov.my

HRD Corp はマレーシアのトレーニングと開発イニシアチブの管理者として、すべてのマレーシア人を対象としたスキルトレーニングプログラムを監督する責任を負っています。これは国家議題と主要な経済的優先事項を支援するために行われました。

HRD Corp のスキームとイニシアチブは、主に2つのカテゴリーに分類されます。



注: すべての計画と取り組みの詳細は、www.hrdcorp.gov.my でご覧いただけます。
出典: *ペンバンガンナン スンペル マヌーシア ベルハド (PSMB)* www.hrdcorp.gov.my

外国人駐在員の雇用

雇用パスは、移民法規則 1959/63 に定められた規定に従って、雇用されマレーシアに滞在する外国人駐在員に発行されます。申請書の提出は、MyXpats の esd.online 経由でのみとなります。雇用パスの承認と Expatriate Service Division(ESD)による承認には、キーポストおよびタームポストの承認書が必要です MIDAは、製造業におけるキーポストおよびタームポストを承認する機関として任命されました。

No.	パスの種類	支払う料金
1.	<p>雇用パス 雇用パス カテゴリ I 最低給与 RM10,000.00</p> <p>雇用パス カテゴリ II 最低給与 RM5,000.00</p> <p>雇用パス カテゴリ III 最低給与 RM3,000.00</p> <p>雇用パスの承認期間は、ポストと雇用契約によります 契約; カテゴリ I 最低 (5) 年 カテゴリ II 最低 (2) 年 カテゴリ III 最長 (12) か月 & 2 延長</p>	<p>MyXpats 申請処理手数料 RM800.00 (SST 6% を除く)</p> <p>入国審査 主要ポストの雇用パス – RM300.00 タームポスト用雇用パス – RM200.00 雇用パス処理手数料 – RM125.00 ビザ (出身国による)</p>
2.	<p>雇用パス カテゴリ I & II 扶養家族パス (DP) 扶養家族用 (配偶者および 18 歳未満の子供)</p> <p>ソーシャル・ビジット・パス (PLS) 扶養家族向け (父母、義父母、内縁の妻/夫、18 ~ 25 歳の子供/継子/養子)</p> <p>ビジットパス (臨時雇用) (VPTE) メイド (45 歳未満) 滞在期間は本人と同じ (EP 保持者)</p> <p>雇用パス カテゴリ III - 扶養家族は許可されません。</p>	<p>MyXpats 申請手数料 RM450</p> <p>入国審査 扶養家族パス RM90.00 社会訪問パス RM90.00 手数料 RM50.00 ビザ (出身国による)</p> <p>入国審査 VP(TE) RM60.00 手数料 RM125.00 リーバイス (原産国による)</p>
3.	<p>プロフェッショナル・ビジット・パス (PVP) 専門サービス (招待またはスポンサーが必要とされる専門知識) のプロフェッショナル対象</p> <p>滞在可能期間: 最大(12)か月</p>	<p>MyXpats 申請処理手数料 RM800.00</p> <p>入国審査 PVP RM360.00 処理手数料なし ビザ (出身国による)</p>
4.	<p>レジデント・パス・タレント (RPT) タレント公社マレーシア (TC) によって決められる高度スキル人材及びマレーシア人ディアスポラ対象</p> <p>滞在可能期間: (10)年</p>	<p>MyXpats: 申請手数料 RM530.00 本人・配偶者申請手数料 – RM2,531.28 扶養家族の申請手数料 RM2,279.00</p> <p>入国審査: RPT RM500.00 手数料無料 マルチプルエントリー・ビザ (出身国による)</p>

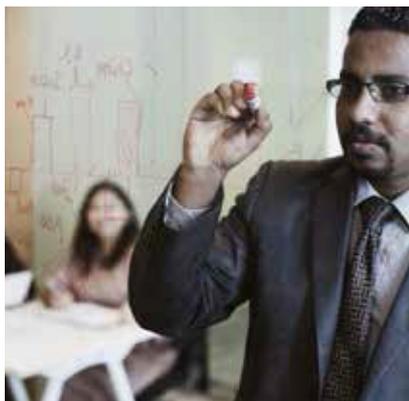
資料出所: Immigration Department - www.imi.gov.my

製造業部門における管理職の給与

製造業部門では、管理職の平均月額基本給与は、RM4,248 (¥133,526) (エグゼクティブ) からRM29,030 (¥912,491) (トップ・エグゼクティブ) となっています。下記の表は、主な管理職の平均的な最低および最高月額給与額を示しています。

管理職	RM		¥	
	最低	最高	最低	最高
ジェネラル・マネージャー	16,032	29,822	510,042	948,757
財務コントローラー/ダイレクター	18,584	38,246	591,231	1,216,758
財務/会計マネージャー	7,470	13,142	237,651	418,100
財務/会計士エグゼクティブ	2,857	5,305	90,893	168,773
管理エグゼクティブ	2,967	5,127	94,392	163,110
セールス・マネージャー	7,560	12,649	240,514	402,415
ビジネス開発マネージャー	7,836	13,418	249,295	426,880
カスタマー・サービス/サポート・エグゼクティブ	3,002	6,951	95,506	221,139
人事マネージャー	7,364	12,934	234,278	411,482
人事エグゼクティブ	2,946	5,650	93,724	179,749
シニア生産/製造マネージャー	11,929	20,434	379,509	650,087
生産プランナー/コントローラー	3,505	6,795	111,508	216,176
チーフ・エンジニア/エンジニアリング・マネージャー	9,073	15,797	288,648	502,566
加工エンジニア	3,510	7,100	111,667	225,879
生産エンジニア	3,346	6,819	106,450	216,940
産業エンジニア	3,488	6,875	110,967	218,721
セキュリティ・マネージャー	7,150	14,400	227,470	458,122
セーフティ・エグゼクティブ	3,420	6,324	108,804	201,192
品質保証マネージャー	7,327	14,008	233,101	445,651
品質保証エグゼクティブ	3,001	5,520	95,474	175,613
購買マネージャー	7,735	12,978	246,081	412,882
ロジスティック/出荷マネージャー	8,325	13,396	264,852	426,180
ITマネージャー	7,759	14,165	246,845	450,645
ITエグゼクティブ	3,114	5,967	99,069	189,834
産業看護師	2,768	5,288	88,061	168,232

資料出所: MEF Salary Survey for Executives 2021 – www.mef.org.my



製造業部門における非管理職の給与

製造業部門の非管理職の給与を分析すると、平均月額基本給はRM1,448 (¥45,516) (未熟練労働者) からRM3,492 (¥109,763) (スーパーバイザー) となっています。下記の表は、主な非管理職の平均的な最低および最高月額給与を示しています。

NON-EXECUTIVE POSITION	RM		US\$	
	Min	Max	Min	Max
管理スーパーバイザー	2,791	4,758	88,793	151,371
管理事務職員	1,621	3,256	51,570	103,586
一般事務職員	1,568	3,124	49,884	99,387
シニア会計事務職員	1,747	3,402	55,579	108,231
人事スーパーバイザー	2,320	4,203	73,808	133,714
人事事務職員	1,513	2,537	48,135	80,712
セイフティ・スーパーバイザー	2,435	4,874	77,467	155,061
チャージマン (中電圧)	2,511	4,712	79,885	149,908
生産スーパーバイザー	2,311	4,656	73,522	148,126
生産ライン・リーダー	1,485	3,002	47,244	95,506
ボイラーマン	2,125	3,987	67,605	126,842
電気技師	1,633	3,526	51,952	112,176
生産事務職員	1,497	2,988	47,626	95,060
機械運転者	1,538	3,366	48,930	107,086
オペレーター (半熟練)	1,213	2,173	38,590	69,132
オペレーター (未熟練)	3,122	4,775	99,323	151,912
購買スーパーバイザー	1,953	3,697	62,133	117,616
購買アシスタント	2,947	4,733	93,756	150,576
ロジスティック/出荷スーパーバイザー	1,766	3,532	56,184	112,367
出荷アシスタント	2,100	4,148	66,809	131,964
マーケティング/セールス・アシスタント	2,644	4,614	84,116	146,790
品質保障/管理検査員/専門技術者	1,373	3,012	43,681	95,824
品質保障/コントロール事務職員	1,415	3,012	45,017	95,824
ローリー/トラック運転手	1,602	3,198	50,966	101,741
フォークリフト運転手	1,430	2,984	45,494	94,933

資料出所: MEF Salary Survey for Non Executives 2021 - www.mef.org.my





電気料金

マレーシア半島

テナガ・ナショナル社(Tenaga Nasional Berhad (TNB))が、マレーシア半島における主な発電および電力供給会社です。

下記は2017年1月1日から有効の料金で、2014年1月1日の料金から改定されました。

しかし、2018年1月1日から2020年12月31日までの3年間は、政府による電気料金の変更は実施されないことが発表されており、料金は2015年以来、同じままとなります。

また、SIT（特別工業タリフ）は2016年1月以降の新規顧客には廃止されており、既存顧客のレートは2020年まで毎年2%削減されることになっています。

料金カテゴリー	ユニット	新料金 (2017年1月1日)
		RMセン/¥
タリフB - 低電圧商業用タリフ		
1ヶ月当りの全消費量が0-200kWh: 1ヶ月につき最初の200 kWh (1-200kWh) 1ヶ月につき次のkWh (201kWh以降) 最低月額料金	セン/kWh セン/kWh RM	43.5 / 13.67 50.9 / 16.00 7.20 / 226
タリフC1 - 中電圧通常商業用タリフ		
1ヶ月当りの最大需要量の1kW 毎 すべてのkWh毎 最低月額料金	RM/kW セン/kWh RM	30.30 / 952 36.5 / 11.47 600.00 / 18,860
タリフC2 - 中電圧ピーク/オフピーク時の商業用タリフ		
1ヶ月当りのピーク時における最大需要量の1kW 毎 ピーク時の1kWh毎 オフピーク時の1kWh毎 最低月額料金	RM/kW セン/kWh セン/kWh RM	45.10 / 1,418 36.5 / 11.47 22.4 / 7.04 600.00 / 18,860
タリフD - 低電圧工業用タリフ		
1ヶ月当りの全消費量が0-200kWh: 1ヶ月につき最初の200 kWh (1-200kWh) 1ヶ月につき次のkWh (201 kWh以降) 最低月額料金	セン/kWh セン/kWh RM	38.0 / 11.94 44.1 / 13.86 7.20 / 226
タリフDs - 特殊工業用タリフ (資格を得た消費者のみ)		
すべてのkWh毎 最低月額料金	セン/kWh RM	44.0 / 13.83 7.20 / 226
タリフE1 - 中電圧通常工業用タリフ		
1ヶ月当りの最大需要量の1kW 毎 すべてのkWh毎 最低月額料金	RM/kW セン/kWh RM	29.60 / 930 33.7 / 10.59 600.00 / 18,860
タリフ E1s - 特殊工業用タリフ (資格を得た消費者のみ)		
1ヶ月当りの最大需要量の1kW 毎 すべてのkWh毎 最低月額料金	RM/kW セン/kWh RM	23.70 / 745 33.6 / 10.56 600.00 / 18,860
タリフ E2 - 中電圧ピーク/オフピーク時の工業用タリフ		
1ヶ月当りのピーク時における最大需要量の1kW 毎 ピーク時の1kWh毎 オフピーク時の1kWh毎 最低月額料金	RM/kW セン/kWh セン/kWh RM	37.00 / 1,163 35.5 / 11.16 21.9 / 6.88 600.00 / 18,860
タリフE2s - 特殊工業用タリフ (資格を得た消費者のみ)		
1ヶ月当りのピーク時における最大需要量の1kW 毎 ピーク時の1kWh毎 オフピーク時の1kWh毎 最低月額料金	RM/kW セン/kWh セン/kWh RM	37.00 / 1,163 35.5 / 11.16 21.9 / 6.88 600.00 / 18,860

タリフE3 - 高電圧ピーク/オフピーク時の工業用		
1ヶ月当りのピーク時における最大需要量の1kW毎	RM/kW	35.50 / 1,116
ピーク時の1kWh毎	セン/kWh	33.7 / 10.59
オフピーク時の1kWh毎	セン/kWh	20.2 / 6.35
最低月額料金	RM	600.00 / 18,860
タリフE3s - 特殊工業用タリフ (資格を得た消費者のみ)		
1ヶ月当りのピーク時における最大需要量の1kW毎	RM/kW	35.50 / 1,116
ピーク時の1kWh毎	セン/kWh	33.7 / 10.59
オフピーク時の1kWh毎	セン/kWh	20.2 / 6.35
最低月額料金	RM	600.00 / 18,860

資料出所: Tenaga Nasional Berhad - www.tnb.com.my

サバ

Sabah Electricity Sdn. Bhd. (SESB) が、サバ州とマレーシアの国際オフショア金融センターであるラブアン連邦直轄地における発電と配電を行っています。

2014年1月1日から有効の、サバ州の新電気料金は下記のとおりです。

商業用料金 - 事務所、店舗、レストラン、ホテル向け	1kWh当り	
	RMセン	¥
タリフCM1 (低電圧商業用タリフ)		
最初の200kWh(1-200 kWh)/月	38.5	12.10
以降 (201kWh以降)/月	39.5	12.42
最低月額料金: RM15 (¥471)		
タリフCM2 (中電圧通常商業用タリフ)		
すべてのユニット	32.4	10.18
1ヶ月当りの最大需要量の1kW毎 (RM)	23.20	7.29
最低月額料金: RM1,000 (¥31,433)		
タリフCM3 (中電圧ピーク/オフピーク時の商業用タリフ)		
ピーク時の1kWh毎	32.4	10.18
オフピーク時の1kWh毎	19.5	6.13
1ヶ月当りのピーク時における最大需要量の1kW毎 (RM)	32.60	10.25
最低月額料金: RM1,000 (¥31,433)		

工業用タリフ - 工場向け	1kWh当り	
	RMセン	¥
タリフID1 (低電圧工業用タリフ)		
すべてのユニット	37.6	11.82
最低月額料金: RM15 (¥471)		
タリフID2 (中電圧通常工業用タリフ)		
すべてのユニット	26.8	8.42
1ヶ月当りの最大需要量の1kW毎 (RM)	21.75	6.84
最低月額料金: RM1,000 (¥31,433)		
タリフID3 (中電圧ピーク/オフピーク時の工業用タリフ)		
ピーク時の1kWh毎	28.6	8.99
オフピーク時の1kWh毎	18.0	5.66
1ヶ月当りのピーク時における最大需要量の1kW毎 (RM)	28.00	8.80
最低月額料金: RM1,000 (¥31,433)		

資料出所: Sabah Electricity Sdn. Bhd. - www.sesb.com.my

サラワク

Syarikat SESCO Berhad (SESCO) が、サラワク州における発電と送電を行っています。

商業用タリフ - 事務所、店舗、レストラン、ホテル向け	1kWh当り	
	RMセン	¥
タリフC1 - 商業用		
1-100ユニット	20.0	6.29
1-200ユニット	24.0	7.54
1-300ユニット	26.0	8.17
1-400ユニット	28.0	8.80
1-500ユニット	30.0	9.43
1-3000ユニット	31.5	9.90
1-10000ユニット	32.0	10.06
1-20000ユニット	31.0	9.74
1-20000ユニット超	30.0	9.43
最低月額料金: RM10 (¥314)		
タリフC2 - 商業用デマンド		
すべてのユニット	24.5	7.70
1ヶ月当りの最大需要量の1kW毎: RM16 (¥503)		
最低月額料金: 1kW当りRM16 (¥503) x 請求需要量		
タリフC3 - ピーク/オフピーク時の商業用デマンド		
ピーク時 (7:00-24:00)	24.5	7.70
オフピーク時 (0:00-7:00)	13.9	4.37
1ヶ月当りのピーク時の最大需要量の1kW毎: RM20 (¥629)		
最低月額料金: 1kW当りRM20 (¥629) x 請求需要量		

工業用タリフ - 工場向け	1kWh当り	
	RMセン	¥
タリフI1 - 工業用		
1-100ユニット	24.0	7.54
1-3000ユニット	25.0	7.86
1-3000ユニット超	26.0	8.17
最低月額料金: RM10 (¥314)		
タリフI2 - 工業用デマンド		
すべてのユニット	21.7	6.82
1ヶ月当りの最大需要量の1kW毎: RM16 (¥503)		
最低月額料金: 1kW当りRM16 (¥503) x 請求需要量		
タリフI3 - ピーク/オフピーク時の工業用デマンド		
ピーク時 (7:00-24:00)	22.9	7.20
オフピーク時 (0:00-7:00)	13.9	4.37
1ヶ月当りのピーク時の最大需要量の1kW毎: RM20 (¥629)		
最低月額料金: 1kW当りRM20 (¥629) x 請求需要量		

資料出所: Syarikat SESCO Berhad - www.sesco.com.my

水道料金

マレーシアでは、水道サービスは各州の水道事業者によって提供されていますが、サラワク州では例外として地域の水道事業者が提供しています。一般に、マレーシアの水道事業者は連邦政府傘下の水道部門、州政府傘下の法人組織および民間企業で構成されています。この点に関して、各州または地域に適用される水道料金は、法律に従って政府によって規定されています。

州	1m ³ 当り	
	RM	¥
ジョホール		
工業用/商業用		
0 - 35 m ³	2.80	89
35 m ³ 以上	3.30	105
最低料金	30.00	954
ケダ		
商業用		
0 - 50 m ³	1.40	45
51 - 200 m ³	1.50	48
201 - 350 m ³	1.60	51
350 m ³ 以上	1.80	57
最低料金	15.00	477
(高層ビル、商業ビル、ショッピングモール、プランテーション、農場、ホテルのプール以外のスイミングプールを含む)		
工業用、ホテルおよび建設用 (一時的供給)		
0 - 1,000 m ³	1.40	45
1,001 - 10,000 m ³	1.60	51
10,001 - 50,000 m ³	1.80	57
50,001 m ³ 以上	2.10	67
最低料金	15.00	477
(スイミングプールやテマパークを含む)		
特殊工業用		
0 - 10,000 m ³	1.05	33
10,001 - 50,000 m ³	1.15	37
50,000 m ³ 以上	1.20	38
最低料金	15.00	477
ケランタン		
商業用	1.72	55
最低料金	17.20	547
最低料金		
0 - 50 m ³	1.76	56
50 m ³ 以上	1.80	57
最低料金	17.70	563
マラッカ		
工業用/商業用		
0 - 50 m ³	2.00	64
51 - 100 m ³	2.05	65
100 m ³ 以上	2.15	68
最低料金	25.00	795

州	1m ³ 当り	
	RM	¥
ネグリセンビラン		
工業用/商業用		
0 - 35 m ³	1.85	59
35 m ³ 以上	2.70	86
最低料金	15.00	477
パハン		
工業用/商業用 (認可工業地帯での工業用)		
0 - 227 m ³	0.92	29
227 m ³ 以上	0.84	27
最低料金	30.00	954
商業	1.45	46
最低料金	20.00	636
部分的商業	0.99	31
最低料金	10.00	318
港	1.45	46
ペナン		
工業用/商業用		
商業 (一般)		
0 - 20 m ³	0.85	27
21 - 40 m ³	1.05	33
41 - 200 m ³	1.30	41
200 m ³ 以上	1.45	46
最低料金	12.00	382
商業 (特定)		
1 m ³ 当り定額	3.00	95
最低料金	12.00	382
商業 (海運業)		
1 m ³ 当り定額	7.00	223
最低料金	50.00	1,591
ペラ		
工業用/商業用		
0 - 10 m ³	1.20	38
11-20 m ³	1.40	45
20 m ³ 以上	1.61	51
最低料金	12.00	382
ペルリス		
工業用/商業用		
商業	1.30	41
最低料金	8.00	255
部分的商業	1.10	35
最低料金	5.00	159

水道料金

州	1m ³ 当り	
	RM	¥
トレンガヌ		
工業用	1.15	37
最低料金	50.00	1,591
商業用		
70 m ³ 以下	0.95	30
70 m ³ 以上	1.15	37
最低料金	15.00	477
ラブアン連邦直轄地		
工業用/商業用		
0 - 35 m ³	1.70	54
35 m ³ 以上	2.20	70
最低料金	17.00	541
セラングル/クアラルンプール連邦直轄地およびプトラジャヤ		
工業用/商業用		
0 - 35 m ³	2.07	66
35 m ³ 以上	2.28	73
最低料金	36.00	1,145
(公共スイミングプール、サービスアパートメント、店舗併用住宅を含む)		
サバ		
工業用		
0 - 70 m ³	1.60	51
70 m ³ 以上	2.00	64
最低料金	70.00	2,227
商業用		
0 - 70 m ³	1.60	51
70 m ³ 以上	2.00	64
最低料金	22.50	716
サラワク (クチン、シブ、スリアマン、ミリ、リンバン、サリケイ、カピ)		
商業用		
1 - 25 m ³	0.97	31
25 m ³ 以上	1.06	34
最低料金	22.00	700
家庭用/商業用		
1 - 25 m ³	0.83	26
25 m ³ 以上	0.95	30
最低料金	18.70	595
工業用 (クチン、シブを除く)		
1 - 25 m ³	1.05	33
25 m ³ 以上	1.32	42
最低料金	24.20	770

州	1m ³ 当り	
	RM	¥
サラワク (ピンツル)		
工業用		
0 - 23 m ³ (最低料金)	24.20	770
23 m ³ 以上	1.21	38
商業用		
0 - 23 m ³ (最低料金)	20.90	665
23 m ³ 以上	0.99	31
家庭用/商業用		
0 - 25 m ³	0.83	26
25 m ³ 以上	0.95	30
最低料金	18.70	595
サラワク (その他の地域)		
工業用		
0 - 25 m ³	0.95	30
25 m ³ 以上	1.20	38
最低料金	22.00	700
商業用		
0 - 25 m ³	0.88	28
25 m ³ 以上	0.96	31
最低料金	20.00	636
家庭用/商業用		
0 - 25 m ³	0.75	24
25 m ³ 以上	0.86	27
最低料金	17.00	541

資料出所: National Water Services Commission
- www.span.gov.my

下水道料金

財務省傘下の企業であるIndah Water Konsortium Sdn Bhdは、マレーシア国営の下水道会社であり、すべてのマレーシア人のために、近代的で効率的な水道システムの開発と管理を担っています。同社は、ケランタン州、サバ州、サラワク州、ジョホールバル、パシルグダン以外のすべての地方自治体から下水道事業を請け負っています。

家庭用

低コスト住宅および官庁街のカテゴリーF、G、H、I (個別汚水処理タンクまたは共用下水道サービス使用)	1ヶ月当りRM2 (¥63)
村、新しい村や地区の住宅 (個別汚水処理タンクまたは共用下水道サービス使用)	1ヶ月当りRM3 (¥94)
家庭用建物および官庁街のカテゴリーA、B、C、D、E (個別汚水処理タンク使用)	1ヶ月当りRM6 (¥188)
家庭用建物および官庁街のカテゴリーA、B、C、D、E (共用下水道サービス使用)	1ヶ月当りRM8 (¥251)

工業用

工業用契約者は、下水道サービスの種類と総従業員数に基づいて課金されます。

個別汚水処理タンクを使用する建物	1ヶ月当り1人当りに付き RM2.00 (¥63)
共用下水道サービスを使用する建物	1ヶ月当り1人当りに付き RM2.50 (¥79)

政府用地

政府用地の下水道サービス月額料金は、下水道サービスの種類に基づく基本料金と、100 m³ を超過した平均水道使用量に基づく超過料金の合計額です。

月額基本料金		
下水道サービス	基本料金 (RM)	基本料金 (¥)
共用	40.00	1,257
個別汚水処理タンク	25.00	786

月額超過料金		
水道使用量	超過料金(RM)	超過料金 (¥)
100 m ³ まで	超過料金なし	超過料金なし
100 m ³ 超	1m ³ 当り45 セン	1m ³ 当り¥14.14
200 m ³ 超	1m ³ 当り95 セン	1m ³ 当り¥29.86

商業用

商業用建物の月額下水道料金は、不動産の年次資産価値に基づく基本料金と、平均水道使用量が100m³ を超過した使用量に対する超過料金の合計です。

不動産の年次資産価値		月額基本料金			
		共用下水道サービス 使用の建物		個別汚水処理タンク 使用の建物	
RM	¥	RM	¥	RM	¥
2,000以下	63,628以下	8	255	7	223
2,001 - 5,000	63,660 - 159,070	14	445	8	255
5,001 - 10,000	159,102 - 318,140	20	636	14	445
10,001 - 20,000	318,172 - 636,280	26	827	19	604
20,001 - 30,000	636,312 - 954,420	29	923	21	668
30,001 - 40,000	954,452 - 1,272,560	32	1,018	23	732
40,001 - 50,000	1,272,592 - 1,590,700	35	1,113	25	795
50,001 - 60,000	1,590,732 - 1,908,840	38	1,209	27	859
60,001 - 70,000	1,908,872 - 2,226,980	41	1,304	29	923
70,001 - 80,000	2,227,012 - 2,545,120	44	1,400	31	986
80,001 - 90,000	2,545,152 - 2,863,260	47	1,495	33	1,050
90,001 - 100,000	2,863,292 - 3,181,400	50	1,591	35	1,113
100,001 - 200,000	3,181,432 - 6,362,800	180	5,727	120	3,818
200,001 - 400,000	6,362,832 - 12,725,600	495	15,748	330	10,499
400,001 - 600,000	12,725,632 - 19,088,400	522	16,607	348	11,071
600,001 - 800,000	19,088,432 - 25,451,200	1,980	62,992	1,320	41,994
800,001 - 1,000,000	25,451,232 - 31,814,000	2,160	68,718	1,440	45,812
1,000,001 - 3,000,000	31,814,032 - 95,442,000	4,320	137,436	2,880	91,624
3,000,001 - 5,000,000	95,442,032 - 159,070,000	8,800	279,963	5,400	171,796
5,000,001 - 7,000,000	159,070,032 - 222,698,000	9,200	292,689	6,000	190,884
7,000,000超	222,698,000超	9,600	305,414	6,600	209,972

月額超過料金	
水道使用量	超過料金
100 m ³ まで	超過料金なし
100 m ³ 超 200 m ³ 未満	1 m ³ 当り30 セン (¥9.43)
200 m ³ 超	1 m ³ 当り45 セン (¥14.14)

超過料金は、水道局による前年度の水道消費量データに基づき毎年改定されます。

資料出所: Indah Water Konsortium Sdn Bhd - www.iwk.com.my

特定廃棄物処理料金

Kualiti Alam Sdn. Bhd. (Cenviro. Sdn. Bhd.) は、マレーシア半島においてオフサイトの指定廃棄物処理サービスを提供している指定会社です。同社の廃棄物管理センターは、ネグリセンビラン州のブキットナナスにあります。指定外廃棄物の処理については、立地場所や委託業者によって収集料金および処理料金はさまざまです。

A. 輸送料金

Note	州	10トントラック 1パレット当り (RM)*/ (¥)*	20トントラック 1パレット当り (RM)**/(¥)**		ティップパートラック とスキッドビン 1 MT当り (RM)***/ (¥)***	3トントラック 1集荷当り (RM)***/ (¥)***
		最小10パレット	1段	2段		
			最小18パレット	18パレット超		
1	ネグリセンビラン	52.88 / 1,682	52.88 / 1,682	26.44 / 841	66.10 / 2,103	470 / 14,953
2	クアラルンプール	59.73 / 1,900	59.73 / 1,900	29.87 / 950	74.66 / 2,375	470 / 14,953
3	マラッカ	60.71 / 1,931	60.71 / 1,931	30.36 / 966	75.89 / 2,414	500 / 15,907
4	セランゴール	65.61 / 2,087	65.61 / 2,087	32.80 / 1,043	82.01 / 2,609	470 / 14,953
5	ペラ	79.32 / 2,523	79.32 / 2,523	39.66 / 1,262	99.14 / 3,154	780 / 24,815
6	ジョホール	82.25 / 2,617	82.25 / 2,617	41.13 / 1,309	102.82 / 3,271	1,000 / 31,814
7	パハン	84.21 / 2,679	84.21 / 2,679	42.11 / 1,340	105.26 / 3,349	890 / 28,314
8	ペナン	113.59 / 3,614	113.59 / 3,614	56.79 / 1,807	141.98 / 4,517	890 / 28,314
9	トレンガヌ	180.17 / 5,732	180.17 / 5,732	90.09 / 2,866	225.44 / 7,172	960 / 30,541
10	ケダ	181.15 / 5,763	181.15 / 5,763	90.58 / 2,882	226.44 / 7,204	1,000 / 31,814
11	ケダ (クリム)	142.24 / 4,525	142.24 / 4,525	71.12 / 2,263	177.80 / 5,657	890 / 28,314
12	ケランタン	183.11 / 5,825	183.11 / 5,825	91.56 / 2,913	228.89 / 7,282	1,000 / 31,814
13	ペルリス	184.09 / 5,857	184.09 / 5,857	92.04 / 2,928	230.11 / 7,321	1,170 / 37,222

注A:

- * 見積料金は、集荷量が最小10パレットで最大12パレットの包装廃棄物を、10トン・カーテントートライナー・トラック（カーテンスライダー式）で輸送する場合に特定したものです。
- ** 見積料金は、包装廃棄物を2段で、20トン・カーテントートライナー・トラック（カーテンスライダー式）で輸送する場合に特定したものです。集荷量最小18パレットの1段と、18パレット超の2段は同一積荷です。
- *** 見積料金は、レンタル料、ハンドリング料、あらゆる関連コストを含む追加料金の対象となります。収集の最小トン数は、スキッドビンの場合は12メートルトン、ティップパートラックの場合は15メートルトンです。
- **** 1回の集荷当りの最小は3パレットで、最大は4パレットです。

注B:

- i. この契約の場合に使用されるパレットのサイズは120cmx120cmで、1ユニット当り4缶の200リットルドラムまたは1ユニット当り1m³のPPバッグに対応可能なパレットです。
- ii. ISO/IMOタンクおよびその他の承認された輸送手段の場合、Kualiti Alam Sdn. Bhd.は、空き状況と顧客の要望に応じて、ケースバイケースで料金を個別に見積もります。ISO/IMOタンクを使用した収集の最小トン数は18メートルトンです。

B. 処理料金

有機廃棄物の焼却処理

種類	RM	¥
BK	2,790	88,761
ML	2,700	85,898
EN	810	25,769
AQ	1,890	60,128
PW	3,600	114,530
SW	5,000	159,070

液体無機廃棄物の物理的/化学的処理

種類	RM	¥
酸化廃棄物 (強) - pH<4	2,255	71,741
酸化廃棄物 (弱) - (pH4 - pH7)	1,620	51,539
シアンを含まないアルカリ廃棄物	1,620	51,539
クロム塩酸廃棄物	1,980	62,992
シアン廃棄物	1,980	62,992
水銀廃棄物	3,780	120,257

TENORM廃棄物の焼却

RM/MT	¥/MT
5,000	157,164

無機廃棄物の固形化処理

RM/MT	¥/MT
810	25,460

無機廃棄物のセメント詰め処理

RM/MT	¥/MT
900	28,289

無機廃棄物の直接埋立処理

RM/MT	¥/MT
495	15,591

ゴムスラッジ廃棄物の埋立処理

RM/MT	¥/MT
700	22,003

DOE認可処理施設からの臨床廃棄物残留物

RM/MT	¥/MT
700	22,003

資料出所: Kualiti Alam Shd. Bhd. - www.cenviro.com

ガスおよび燃料費

	1 リットル当り			1 kg当り	
	RM	¥		RM	¥
ガソリン (無鉛)					
- 小売り					
RON 95	2.05	65			
RON 97	3.95	126			
ディーゼル					
- 小売り	2.15	68			
			LPG		
			- 小売り		
			10 kg	19.00	604
			12 kg	22.80	725
			14 kg	26.60	846

注: 上記はクアラルンプールでの価格

* 価格は、契約および現在の原油市場の状況により変動します。

資料出所: KPDNHEP. - <http://www.kpdnhep.gov.my/>

通信料金

パッケージと料金プラン

ビジネス向けに開発されたパッケージは「BIZ」と名付けられ、併記されている数字はダウンロード速度を表しています。UniFi mobile は、以下の表に示す 3 つのパッケージと unifi BIZ d用の5つパッケージを提供しています。

UNIFI MOBILE

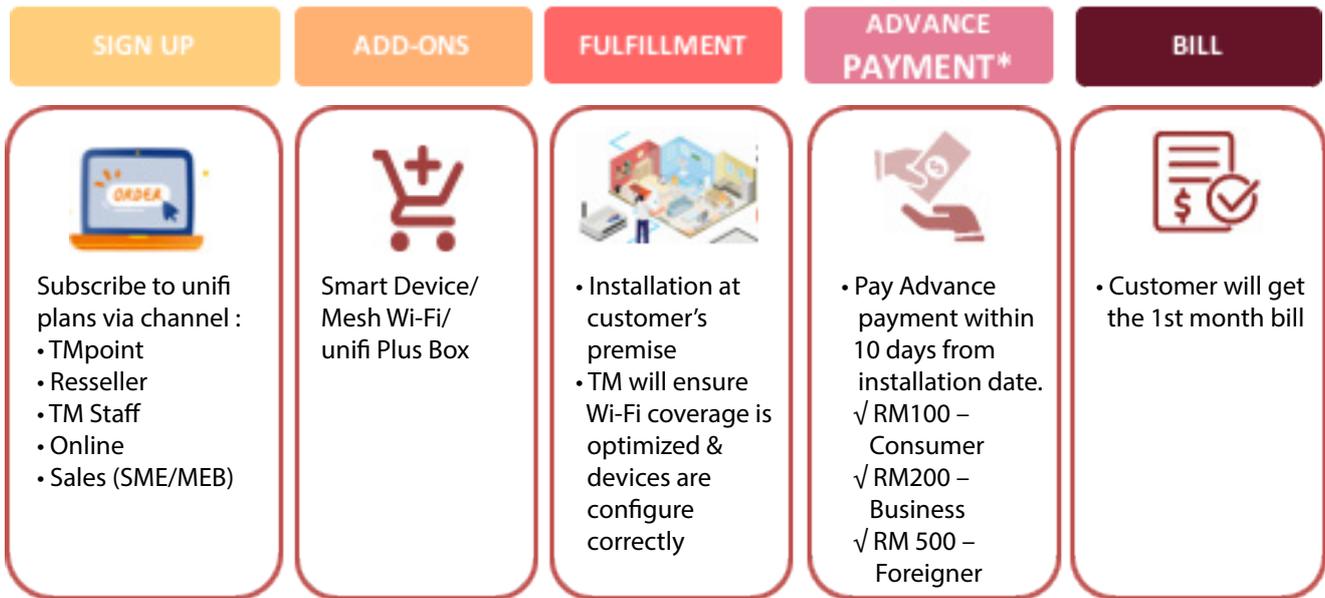
カスタマータイプ	unifi Mobile Biz 39	unifi Mobile Biz 59	unifi Mobile Biz 99
料金/月	RM39 / 月 (¥1,226)	RM59 / 月 (¥1,855)	RM59 / 月 (¥1,855)
キャンペーン期間	2020年9月24日		
システム上プラン名	unifi Mobile Biz 39	unifi Mobile Biz 59	unifi Mobile Biz 99
データ、通話、メール	5GB データ 50 分通話 25 SMS	10GB データ 100 分通話 25 SMS	10GB データ 通話無制限 SMS無制限
ホットスポット	クォータから差し引く	クォータから差し引く	アドオンで可能 1GB-RM15 500MB-RM8
契約期間	契約なし	契約なし	契約なし
セールスチャネル	TM Point	TM Point	TM Point
備考	<ul style="list-style-type: none"> 有効な企業登録番号 (BRN) を持つマレーシアの企業 クォータ超過後に請求 速度128kbpsに低下 RM 0.15/分 RM 0.15/SMS unifi Mobile Biz Unlimited に変更可能 	<ul style="list-style-type: none"> 有効な企業登録番号 (BRN) を持つマレーシアの企業 クォータ超過後に請求 速度128kbpsに低下 RM 0.15/分 RM 0.15/SMS unifi Mobile Biz Unlimited に変更可能 	<ul style="list-style-type: none"> 有効な企業登録番号 (BRN) を持つマレーシアの企業 Non-Unifi Biz 及び Non Biz Broadband お客様の価格は RM79 クォータ超過後に請求 速度128kbpsに低下 RM 0.15/分 RM 0.15/SMS unifi Mobile Biz Unlimited に変更可能
リンク	https://wiser.tm.com.my/SitePages/ViewProductDetails.aspx?ID=2725		

UNIFI BIZ

	UNIFI BIZ 30MBPS	UNIFI BIZ 100MBPS	UNIFI BIZ 300MBPS	UNIFI BIZ 500MBPS	UNIFI BIZ 800MBPS
通信速度	ダウンロード： 30Mbps アップロード： 100Mbps	ダウンロード： 100Mbps アップロード： 50Mbps	ダウンロード： 300Mbps アップロード： 50Mbps	ダウンロード： 500Mbps アップロード： 100Mbps	ダウンロード： 800Mbps アップロード： 200Mbps
割り当て	無制限				
優待通話	月々の市内・市外通話RM70 (¥2,200) まで通話無料。 限度額以降の通話料： ・固定電話への通話無料 ・携帯電話への通話は8セン (¥2.51) /分	月々の市内・市外通話 RM30 (¥943) まで通話無料。 限度額以降の通話料： ・市内通話は4セン (¥1.26) /分 ・固定電話への通話は3セン (¥0.94) /分 ・携帯電話への通話は12セン (¥3.77) /分	月々の市内・市外通話RM50 (¥1,572) まで通話無料。 限度額以降の通話料： ・固定電話への通話無料 ・携帯電話への通話は12セン (¥3.77) /分	月々の市内・市外通話RM50 (¥1,572) まで通話無料。 限度額以降の通話料： ・固定電話への通話無料 ・携帯電話への通話は12セン (¥3.77) /分	月々の市内・市外通話RM50 (¥1,572) まで通話無料。 限度額以降の通話料： ・固定電話への通話無料 ・携帯電話への通話は12セン (¥3.77) /分
装備品	ワイヤレス・ルーター DECT フォン				
プロモーション価格 (月額)	RM139 (¥4,369)	RM139 (¥4,369)	RM249 (¥7,827)	RM299 (¥9,398)	RM349 (¥10,970)



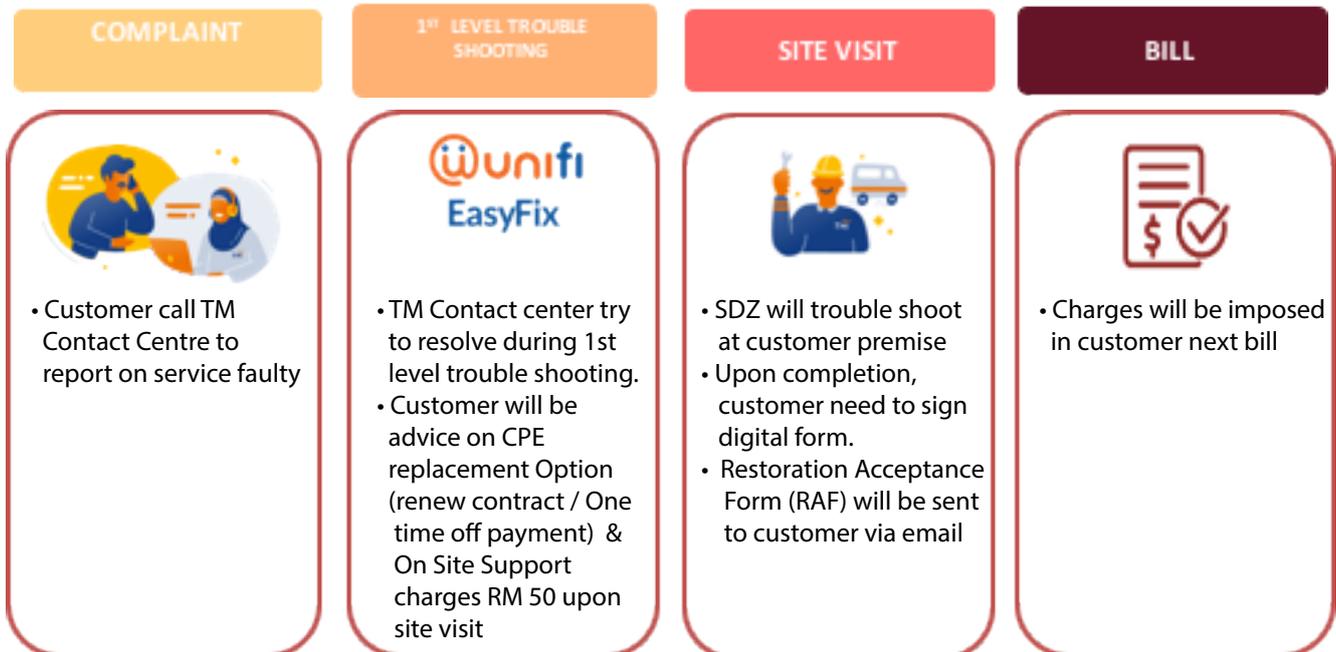
HIGH LEVEL CUSTOMER JOURNEY - FULFILMENT



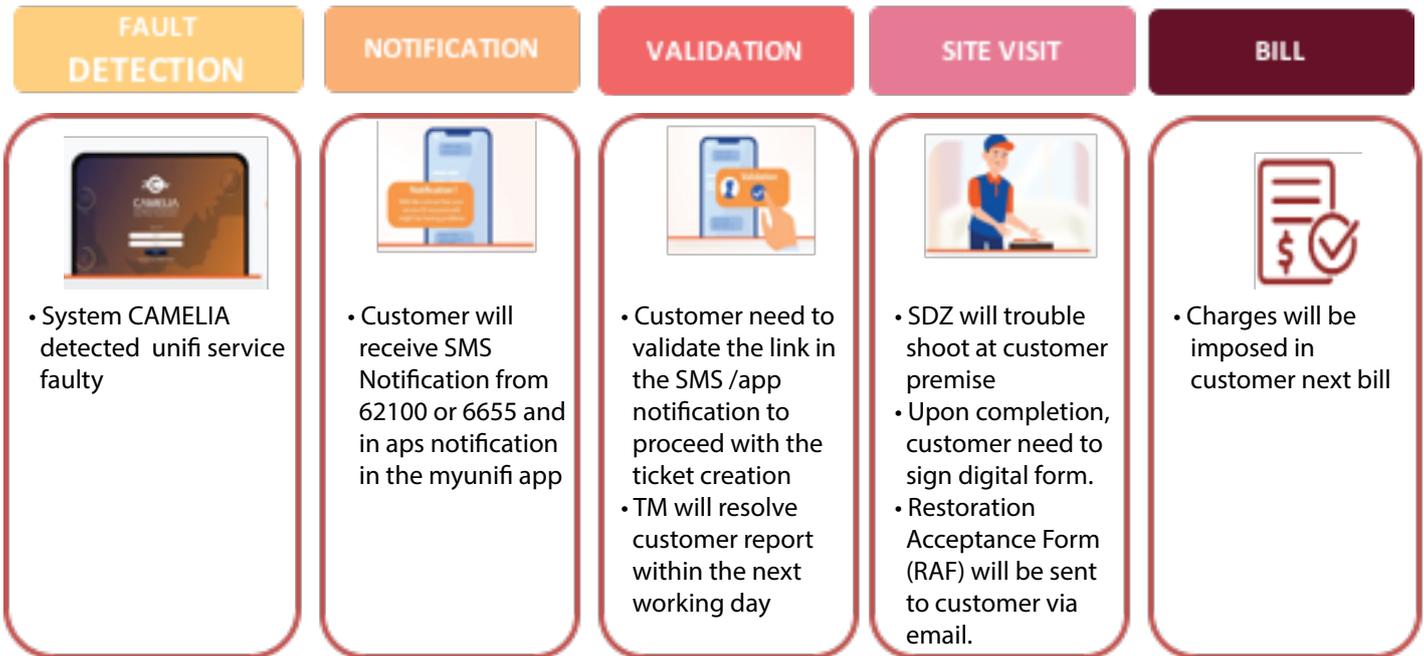
Notes :

- For Solution i.e unifi Cloud Storage, unifi eCommerce Hub, Kaspersky Small Office Security customer will receive confirmation activation email once unifi order competed
- For Smart Device, customer will received via delivery within 30 working days after advance payment

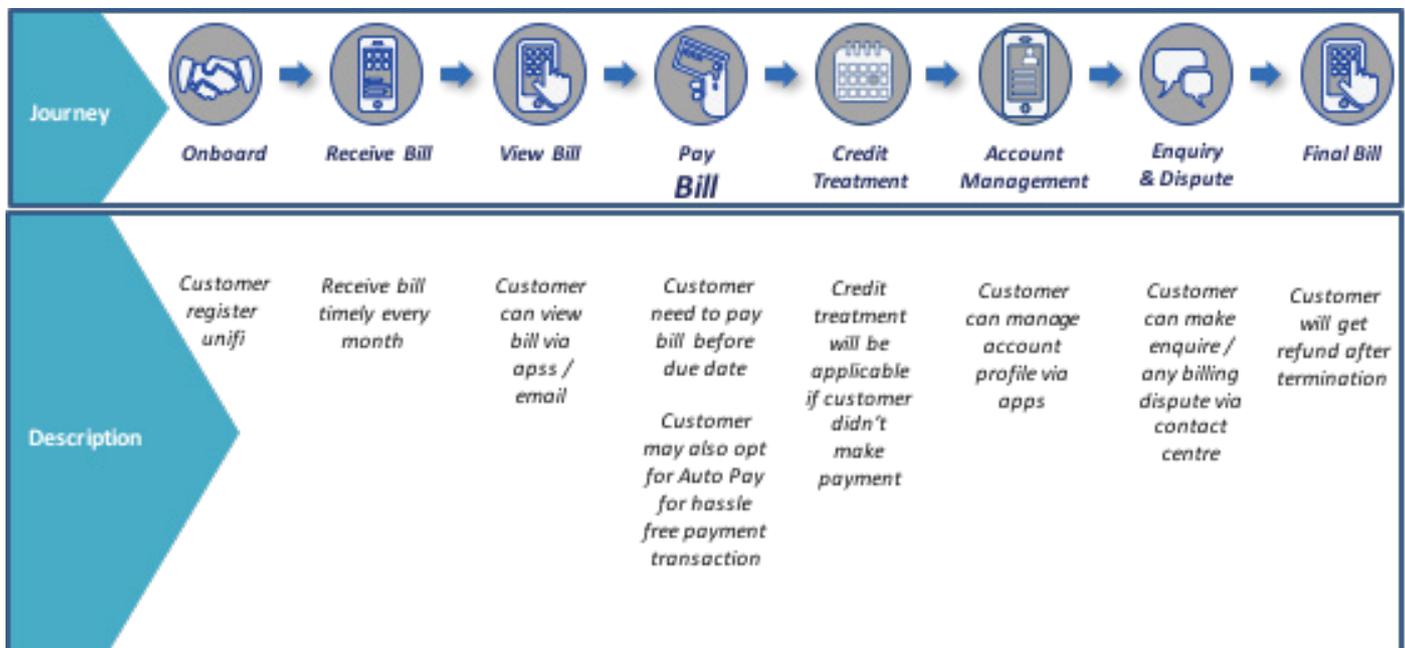
HIGH LEVEL CUSTOMER JOURNEY – ASSURANCE (REACTIVE)



HIGH LEVEL CUSTOMER JOURNEY – ASSURANCE (PROACTIVE)



HIGH LEVEL CUSTOMER JOURNEY – BILLING



資料出所: Telekom Malaysia (<https://www.tm.com.my>)

輸送費用

コンテナ輸送料金

運搬出発地: クラン港 (ノース・ポート)

地域	運搬料金	有料道路料金	FAF	合計	
	20' & 40'	(RM)	19.71% 2021年 3月6日から	20' & 40'	
	(RM)			RM	¥
クラン港 (シャーラム)	533.00	19.80	105.05	657.85	20,929
ペタリンジャヤ (スンガイウェイ)	605.00	23.20	119.25	747.45	23,779
セランゴール (バンティン)	677.00	0.00	133.44	810.44	25,783
ペラ (タンジュン・マリム)	1,515.00	59.80	298.61	1,873.41	59,601
ペナン (パタワース/セランバン・プライ)	2,883.00	194.80	568.24	3,646.04	115,995
ケダ (クリム)	2,847.00	240.00	561.14	3,648.14	116,062
ペルリス (カンガー)	3,488.00	240.00	687.48	4,415.48	140,474
ネグリセンビラン (ニライ)	1,162.00	56.40	229.03	1,447.43	46,049
マラッカ (エアケロー工業地区)	1,762.00	103.40	347.29	2,212.69	70,395
ケランタン (コタバル)	3,963.00	216.80	781.11	4,960.91	157,826
パハン (クアantan)	2,328.00	216.80	458.85	3,003.65	95,558
トレンガヌ (ケルテ)	2,782.00	216.80	548.33	3,547.13	112,848
ジョホール (パシルグダン)	2,818.00	211.00	555.43	3,584.43	114,035

注: FAF - 燃料調整割増料

*上記の運搬料金は、競争禁止法の導入前である2011年に入手した平均表示価格です。現在では、運搬料金は自由化され、売り手と買い手によって決まります。

資料出所: Kontena Nasional

海運貨物料金

表示料金は、下記を条件とします。

- THL/THD/DOC/EDI
- BAF/CAF/戦争リスク/ピークシーズン課徴金
- 市場状況によって変動

クラン港から:	20フィートコンテナ	40フィートコンテナ
	US\$	US\$
オーストラリア (主要港)	3,300 - 4,000	6,500 - 7,900
中国 (上海)	200 - 280	300 - 460
ヨーロッパ (主要港)	5,800 - 6,500	11,500 - 12,900
インド (ナバシエバ)	1,800 - 2,500	3,500 - 4,500
日本 (主要港)	450 - 600	800 - 1,000
韓国 (プサン)	450 - 550	750 - 1,000
西地中海 (主要港)	7,200 - 8,000	13,500 - 15,000
ニュージーランド	4,300 - 4,600	8,500 - 9,000
南アフリカ	5,200 - 6,200	9,500 - 11,300

注: 市場料金はスペースの需要と供給の影響を受け、月ごとに異なります。表に記載されている情報は、2022年6月28日時点のものです。

資料出所: Malaysia Shipowners' Association (MASA)

クーリエサービス料金

マレーシアでは、さまざまなマレーシア企業や国際企業がクーリエサービスを提供しています。



Estimated Delivery Time and Weight Limit



Country	EDT	WLM	Country	EDT	WLM	Country	EDT	WLM	Country	EDT	WLM
A Afghanistan	5-7	30	E Eritrea	5-7	30	M Macedonia	5-7	30	S Solomon Islands	4-7	30
Albania	5-7	30	Estonia	3-4	30	Madagascar	5-7	30	Somalia	7-10	30
Algeria	5-7	30	Ethiopia	5-7	30	Malawi	4-6	20	South Africa	3-5	30
Andorra	5-7	30				Maldives	4-6	30	South Sudan	9-11	30
Angola	5-7	20	F Fiji	4-5	30	Mali	5-7	30	Spain	3-5	20
Antigua and Barbuda	5-7	30	Finland	4-6	30	Malta	5-7	30	Spain - Balearic Islands	9-11	30
Argentina	3-4	20	Finland - Aland Islands	9-11	30	Marshall Islands	5-7	30	Spain - Canary Islands	9-11	30
Armenia	5-7	30	France (FR)	4-6	30	Mauritania	5-7	30	Spanish Ter. of N. Africa	9-11	30
Aruba	5-7	20	FR - French Guiana	7-11	30	Mauritius	4-8	30	Sri Lanka	2-5	30
Australia	2-4	20	FR - French Polynesia	7-11	30	Mexico	3-5	30	Sudan	4-5	30
Australia - Christmas Isl.	7-11	30	FR - Guadeloupe	5-7	30	Micronesia (Caroline Isl.)	9-11	30	Suriname	9-11	20
Australia - Cocos Island	9-11	30	FR - Martinique	5-7	30	Moldova	5-7	30	Swaziland	5-7	30
Australia - Norfolk Island	6-8	30	FR - Mayotte	7-11	30	Monaco	5-7	30	Sweden	4-7	30
Austria	3-5	30	FR - New Caledonia	5-9	20	Mongolia	5-7	20	Switzerland	3-6	30
Azerbaijan	5-7	30	FR - Reunion	7-11	30	Montenegro	5-7	30	Syrian Arab Republic	3-4	20
			FR - Saint Barthelemy	5-7	30	Morocco	3-5	30			
			FR - Saint Martin	9-11	30	Mozambique	5-7	30	T Tajikistan	8-10	30
B Bahamas	5-7	30	FR - St. Pierre & Miquelon	7-10	30	Myanmar	2-3	20	Tanzania	8-11	30
Bahrain	3-5	20	FR - Wallis & Futuna Isl.	7-11	30			Thailand	2-3	20	
Bangladesh	3-5	30					Timor Leste	4-7	30		
Barbados	5-7	30	G Gabon	5-7	30	N Namibia	4-6	30	Togo	5-7	30
Belarus	5-7	30	Gambia	5-7	10	Nauru	7-9	20	Tonga	5-7	30
Belgium	4-7	30	Georgja	5-7	30	Nepal	2-4	30	Trinidad and Tobago	5-7	20
Belize	5-7	30	Germany	3-6	30	Netherlands (NL)	5-7	30	Tunisia	3-7	20
Benin	5-7	30	Ghana	4-6	30	NL-Bonaire Sint Eustaius & Saba	5-8	30	Turkey	3-5	30
Bhutan	5-6	30	Greece	3-5	30	Netherlands Antilles	5-9	30	Turkmenistan	7-8	30
Bolivia	5-7	30	Grenada	5-7	30	New Zealand (NZ)	4-5	30	Tuvalu	3-7	20
Bosnia & Herzegovina	5-8	30	Guatemala	5-7	30	NZ - Cook Islands	7-11	30			
Botswana	5-7	30	Guinea	5-7	30	NZ - Niue Islands	5-9	30	U Uganda	6-9	30
Brazil	4-6	30	Guinea-Bissau	5-7	30	NZ - Tokelau Islands	7-11	30	Ukraine	4-7	20
Brunei	2-4	30	Guyana	5-7	20	Nicaragua	5-9	30	United Arab Emirates	3-4	30
Bulgaria	3-4	30	H Haiti	5-7	30	Niger Republic	5-7	30	United Kingdom (UK)	3-5	30
Burkina Faso	5-8	30	Honduras	5-7	30	Nigeria	5-7	30	UK - Anguilla	5-7	20
Burundi	5-8	30	Hungary	4-6	30	Norway	3-6	30	UK - Ascension	9-11	30
						O Oman	3-5	30	UK - Bermuda	5-7	20
C Cambodia	2-4	30	I Iceland	3-5	30	P Pakistan	3-4	30	UK - British Virgin Isl.	5-7	30
Cameroon	5-7	30	India	3-4	30	Palau	5-7	30	UK - Cayman Islands	5-7	10
Canada	4-7	30	Indonesia	2-4	30	Palestine	9-11	30	UK - Falkland Islands	7-11	30
Cape Verde	5-7	30	Iran	3-5	30	Panama	5-7	30	UK - Gibraltar	5-7	20
Central African Rep.	5-7	30	Iraq	5-7	30	Papua New Guinea	3-4	30	UK - Guernsey	5-7	30
Chad	5-7	30	Ireland	4-7	30	Paraguay	5-7	30	UK - Isle of Man	9-11	30
Chile	4-6	30	Israel	9-11	30	Peru	5-7	30	UK - Jersey	5-7	30
China	2-4	30	Italy	5-7	30	Philippines	2-4	20	UK - Montserrat	5-8	30
China - Hong Kong	2-4	30	J Jamaica	5-7	30	Poland	4-7	20	UK - Pitcairn Islands	9-11	30
China - Macao	2-4	30	Japan	2-4	30	Portugal	3-5	30	UK - St. Helena	7-10	30
China - Taiwan	2-5	20	Jordan	4-6	30	Q Qatar	3-7	30	UK - Tristan Da Cunha	9-11	30
Colombia	5-7	30	K Kazakhstan	4-6	20	R Romania	5-7	30	UK - Turks and Caicos Isl.	3-7	10
Comoros	5-7	30	Kenya	4-7	30	Russian Federation	3-5	30	United States (US)	3-6	30
Congo Republic	7-11	30	Kiribati	5-7	30	Rwanda	5-7	30	US - Guam	5-7	30
Costa Rica	5-7	30	Korea, North	4-5	30	S Saint Kitts & Nevis	7-10	30	US - Mariana Islands	7-11	30
Cote d' Ivoire	5-7	30	Korea, South	2-5	30	Saint Lucia	5-7	30	US - Puerto Rico	3-5	30
Croatia	5-7	30	Kosovo	5-8	30	St. Vincent & the Grenadines	7-10	20	US - Samoa	5-7	30
Cuba	4-7	10	Kuwait	5-6	30	Samoa (Western Samoa)	7-10	30	US - US Virgin Islands	7-11	30
Curacao	5-7	30	Kyrgyzstan	5-6	30	San Marino	5-7	30	Uruguay	5-7	30
Cyprus	3-4	30	L Laos	3-5	30	Sao Tome and Principe	7-11	30	Uzbekistan	4-7	30
Czech Republic	3-6	30	Latvia	5-7	30	Saudi Arabia	3-4	30	V Vanuatu	5-6	20
			Lebanon	4-6	30	Senegal	5-7	30	Vatican City	7-11	30
D Dem. Rep. of Congo	5-7	20	Lesotho	5-7	30	Serbia	5-7	30	Venezuela	4-7	30
Denmark	3-5	30	Liberia	7-11	30	Seychelles	5-7	30	Vietnam	2-4	30
Denmark - Faroe Isl.	7-11	30	Libya	5-7	30	Sierra Leone	5-7	30	W Western Sahara	9-11	30
Denmark - Greenland	7-11	30	Liechtenstein	3-5	30	Singapore	2-3	30	Y Yemen	3-4	30
Djibouti	5-7	30	Lithuania	5-7	30	Sint Maarten	5-7	30	Z Zambia	5-7	30
Dominica	5-7	20	Luxembourg	3-5	30	Slovakia	3-8	30	Zimbabwe	5-7	30
Dominican Republic	5-7	30				Slovenia	5-7	30			
E Ecuador	5-7	30									
Egypt	4-6	30									
El Salvador	5-7	30									
Equatorial Guinea	5-7	20									

NOTE:

- The estimated delivery time listed applies between major cities for posting before cut-off time. Posting after cut-off time and delivery to areas outside of major cities may incur additional days.
- Packets, envelopes with enclosures, documents, merchandises, etc. are subject to customs inspection and clearance which may incur additional 2 to 3 working days.
- Items may be subject to additional control and domestic rules of the destination country. Where such circumstances occur, the sender or addressee is advised to deal directly with the relevant authorities in the destination country.
- Maximum weight limit for document is 1Kg.
- Please refer to the postage calculator at www.pos.com.my for available services.

LEGEND

- **EDT** : Estimated Delivery Time (Working Days)
- **WLM** : Weight Limit for Merchandise (Kg)



Zones



Country	Zones	Country	Zones	Country	Zones	Country	Zones
A Afghanistan	7	E Eritrea	8	M Macedonia	6	S Solomon Islands	7
Albania	6	Estonia	8	Madagascar	8	Somalia	8
Algeria	7	Ethiopia	7	Malawi	7	South Africa	6
Andorra	8	F Fiji	6	Maldives	5	South Sudan	8
Angola	8	Finland	6	Mali	8	Spain	6
Antigua and Barbuda	8	Finland - Aland Islands	6	Malta	6	Spain - Balearic Islands	8
Argentina	7	France	6	Marshall Islands	8	Spain - Canary Islands	8
Armenia	7	France - French Guiana	8	Mauritania	8	Spanish Ter. of N. Africa	8
Aruba	8	France - French Polynesia	7	Mauritius	6	Sri Lanka	4
Australia	4	France - Guadeloupe	8	Mexico	7	Sudan	7
Australia - Christmas Island	8	France - Martinique	8	Micronesia (Caroline Islands)	8	Suriname	8
Australia - Cocos Islands	8	France - Mayotte	8	Moldova	8	Swaziland	7
Australia - Norfolk Island	8	France - New Caledonia	7	Monaco	7	Sweden	7
Austria	7	France - Reunion	8	Mongolia	8	Switzerland	7
Azerbaijan	7	France - Saint Barthelemy	8	Montenegro	8	Syrian Arab Republic	8
B Bahamas	8	France - Saint Martin	8	Morocco	6	T Tajikistan	8
Bahrain	5	France - St. Pierre & Miquelon	8	Mozambique	8	Tanzania	7
Bangladesh	4	France - Wallis & Futuna Isl.	8	Myanmar	4	Thailand	2
Barbados	8	G Gabon	8	N Namibia	7	Timor Leste	8
Belarus	6	Gambia	7	Nauru	7	Togo	8
Belgium	7	Georgia	8	Nepal	5	Tonga	6
Belize	8	Germany	6	Netherlands (NL)	6	Trinidad and Tobago	8
Benin	8	Ghana	6	NL - Bonaire, Sint Eustaius & Saba	8	Tunisia	8
Bhutan	5	Greece	7	Netherlands Antilles	8	Turkey	5
Bolivia	8	Grenada	8	New Zealand (NZ)	5	Turkmenistan	8
Bosnia & Herzegovina	7	Guatemala	8	NZ - Cook Islands	8	Tuvalu	8
Botswana	8	Guinea	8	NZ - Niue Islands	8	U Uganda	8
Brazil	8	Guinea-Bissau	8	NZ - Tokelau Islands	8	Ukraine	6
Brunei	2	Guyana	8	Nicaragua	8	United Arab Emirates	5
Bulgaria	5	H Haiti	8	Niger Republic	8	United Kingdom (UK)	6
Burkina Faso	7	Honduras	8	Nigeria	7	UK - Anguilla	8
Burundi	8	Hungary	6	Norway	7	UK - Ascension	8
C Cambodia	3	I Iceland	7	O Oman	5	UK - Bermuda	8
Cameroon	8	India	4	P Pakistan	4	UK - British Virgin Islands	8
Canada	6	Indonesia	2	Palau	8	UK - Cayman Islands	8
Cape Verde	8	Iran	6	Palestine	8	UK - Falkland Islands	8
Central African Republic	8	Iraq	8	Panama	8	UK - Gibraltar	8
Chad	8	Israel	8	Papua New Guinea	7	UK - Guernsey	8
Chile	8	Italy	7	Paraguay	8	UK - Isle of Man	8
China	3	J Jamaica	8	Peru	8	UK - Jersey	8
China - Hong Kong	3	Japan	4	Philippines	2	UK - Montserrat	8
China - Macao	3	Jordan	6	Poland	6	UK - Pitcairn Islands	8
China - Taiwan	3	K Kazakhstan	8	Portugal	7	UK - St. Helena	8
Colombia	8	Kenya	7	Q Qatar	5	UK - Tristan Da Cunha	8
Comoros	8	Kiribati	7	R Romania	6	UK - Turks and Caicos Isl.	8
Congo Republic	8	Korea, North	8	Russian Federation	6	United States (US)	6
Costa Rica	8	Korea, South	4	Rwanda	8	US - Guam	8
Cote d' Ivoire	7	Kosovo	8	S Saint Kitts & Nevis	8	US - Mariana Islands	8
Croatia	6	Kuwait	6	Saint Lucia	8	US - Puerto Rico	8
Cuba	7	Kyrgyzstan	7	St. Vincent & the Grenadines	8	US - Samoa	8
Curacao	8	L Laos	6	Samoa (Western Samoa)	7	US - US Virgin Islands	8
Cyprus	6	Latvia	6	San Marino	8	Uruguay	8
Czech Republic	6	Lebanon	6	Sao Tome and Principe	8	Uzbekistan	8
D Dem. Rep. of Congo	8	Lesotho	8	Saudi Arabia	5	V Vanuatu	7
Denmark	7	Liberia	8	Senegal	8	Vatican City	8
Denmark - Faroe Islands	8	Libya	6	Serbia	6	Venezuela	8
Denmark - Greenland	8	Liechtenstein	8	Seychelles	7	Vietnam	2
Djibouti	8	Lithuania	6	Sierra Leone	8	W Western Sahara	8
Dominica	8	Luxembourg	5	Singapore	1	Y Yemen	8
Dominican Republic	8	E Ecuador	7	Sint Maarten	8	Z Zambia	7
E Ecuador	7	Egypt	6	Slovakia	8	Zimbabwe	8
El Salvador	8	Equatorial Guinea	8	Slovenia	8		

NOTE

- The zoning is applicable for EMS Document & EMS Merchandise.



Rates



Please refer to Zones classification								
Weight (kg)	Zone 1 (RM)	Zone 2 (RM)	Zone 3 (RM)	Zone 4 (RM)	Zone 5 (RM)	Zone 6 (RM)	Zone 7 (RM)	Zone 8 (RM)
Document								
0.5	62.40	97.50	104.00	113.10	130.00	149.50	169.00	195.00
1.0	68.90	110.50	122.20	139.10	162.50	188.50	215.80	260.00
Merchandise								
0.5	65.00	110.50	136.50	149.50	175.50	188.50	221.00	260.00
1.0	71.50	123.50	154.70	170.30	200.20	224.90	267.80	325.00
1.5	78.00	136.50	172.90	191.10	224.90	261.30	314.60	390.00
2.0	84.50	149.50	191.10	211.90	249.60	297.70	361.40	455.00
2.5	91.00	162.50	209.30	232.70	274.30	334.10	408.20	520.00
3.0	97.50	175.50	227.50	253.50	299.00	370.50	455.00	585.00
3.5	104.00	188.50	245.70	274.30	323.70	406.90	501.80	650.00
4.0	110.50	201.50	263.90	295.10	348.40	443.30	548.60	715.00
4.5	117.00	214.50	282.10	315.90	373.10	479.70	595.40	780.00
5.0	123.50	227.50	300.30	336.70	397.80	516.10	642.20	845.00
5.5	130.00	240.50	318.50	357.50	422.50	552.50	689.00	910.00
6.0	136.50	253.50	336.70	378.30	447.20	588.90	735.80	975.00
6.5	143.00	266.50	354.90	399.10	471.90	625.30	782.60	1,040.00
7.0	149.50	279.50	373.10	419.90	496.60	661.70	829.40	1,105.00
7.5	156.00	292.50	391.30	440.70	521.30	698.10	876.20	1,170.00
8.0	162.50	305.50	409.50	461.50	546.00	734.50	923.00	1,235.00
8.5	169.00	318.50	427.70	482.30	570.70	770.90	969.80	1,300.00
9.0	175.50	331.50	445.90	503.10	595.40	807.30	1,016.60	1,365.00
9.5	182.00	344.50	464.10	523.90	620.10	843.70	1,063.40	1,430.00
10.0	188.50	357.50	482.30	544.70	644.80	880.10	1,110.20	1,495.00
11.0	201.50	383.50	518.70	586.30	694.20	952.90	1,203.80	1,625.00
12.0	214.50	409.50	555.10	627.90	743.60	1,025.70	1,297.40	1,755.00
13.0	227.50	435.50	591.50	669.50	793.00	1,098.50	1,391.00	1,885.00
14.0	240.50	461.50	627.90	711.10	842.40	1,171.30	1,484.60	2,015.00
15.0	253.50	487.50	664.30	752.70	891.80	1,244.10	1,578.20	2,145.00
16.0	266.50	513.50	700.70	794.30	941.20	1,316.90	1,671.80	2,275.00
17.0	279.50	539.50	737.10	835.90	990.60	1,389.70	1,765.40	2,405.00
18.0	292.50	565.50	773.50	877.50	1,040.00	1,462.50	1,859.00	2,535.00
19.0	305.50	591.50	809.90	919.10	1,089.40	1,535.30	1,952.60	2,665.00
20.0	318.50	617.50	846.30	960.70	1,138.80	1,608.10	2,046.20	2,795.00
21.0	331.50	643.50	882.70	1,002.30	1,188.20	1,680.90	2,139.80	2,925.00
22.0	344.50	669.50	919.10	1,043.90	1,237.60	1,753.70	2,233.40	3,055.00
23.0	357.50	695.50	955.50	1,085.50	1,287.00	1,826.50	2,327.00	3,185.00
24.0	370.50	721.50	991.90	1,127.10	1,336.40	1,899.30	2,420.60	3,315.00
25.0	383.50	747.50	1,028.30	1,168.70	1,385.80	1,972.10	2,514.20	3,445.00
26.0	396.50	773.50	1,064.70	1,210.30	1,435.20	2,044.90	2,607.80	3,575.00
27.0	409.50	799.50	1,101.10	1,251.90	1,484.60	2,117.70	2,701.40	3,705.00
28.0	422.50	825.50	1,137.50	1,293.50	1,534.00	2,190.50	2,795.00	3,835.00
29.0	435.50	851.50	1,173.90	1,335.10	1,583.40	2,263.30	2,888.60	3,965.00
30.0	448.50	877.50	1,210.30	1,376.70	1,632.80	2,336.10	2,982.20	4,095.00

NOTE :

- EMS published rate above is inclusive of 15% fuel surcharge and 15% handling surcharge in Ringgit Malaysia (RM).
- The posting rate will be determine by actual or volumetric weight, whichever is higher.
- All items sent via EMS should be clearly and truthfully declared in respect of content and value.
- Parcels/merchandise should be accompanied by commercial invoice or commercial pro-forma.
- Food items are not acceptable in some countries. For shipments containing food (including health or dietary supplements, food and colour additives) to USA, Prior Notice Confirmation Number has to be applied FDA, US through the following website: <https://www.access.fda.gov/indexhtml#prior>
- Effective on 1 December 2021.

For more information



www.pos.com.my



PosMalaysiaBerhad



pos4you

資料出所 : Poslaju Malaysia (www.poslaju.com.my)

<https://www.pos.com.my/send/pos-laju/international/express/express-mail-service-ems.html>

航空貨物料金

クアラルンプールから:

送付先国	SCR* 品番	最小重量 (kg)	料金/kg	
			RM	¥
オーストラリア				
パース		最小標準	113.00	3,595
		45	16.40	522
		250	13.00	414
		500	11.08	352
		500	10.46	333
ドイツ		最小標準	113.00	3,595
		45	20.05	638
		250	15.74	501
		500	12.19	388
ドイツ				
ケルン/ フランクフルト/ ハンブルグ/ シュトゥット トガルト		最小標準	150.00	4,772
		45	33.07	1,052
		250	25.95	826
日本				
大阪/東京		最小標準	113.00	3,595
		45	18.91	602
		45	14.73	469
韓国				
ソウル		最小標準	113.00	3,595
		45	20.93	666
		45	16.25	517
英国				
ロンドン		最小標準	150.00	4,772
		45	35.63	1,134
		45	27.87	887
		250	15.68	499

*SCR=特定カーゴ料金

品番4314 - 電子コンポーネント (電子コンピュータ、付属機器向け)
 品番4416 - カーラジオ、口述録音機、補聴器、レコード、録音用テープ、録音用接続ワイヤー、ラジオ、テレビ、録音セット、電気機器、照明器具、エナメル線、絶縁線、電話機、電信機、テレタイプ機、電子チューブ、半導体

資料出所: Quality Standards & Tariffs, Maskargo - www.maskargo.com

送付先国	SCR* 品番	最小重量 (kg)	料金/kg		
			RM	¥	
アメリカ合衆国					
ニューヨーク		最小標準	165.00	5,249	
		45	30.89	983	
		45	24.89	792	
		100	24.50	779	
		200	22.88	728	
		300	20.95	667	
		400	20.73	660	
		500	19.68	626	
		4314	300	18.45	587
		4314	500	17.94	571
		4314	1000	17.35	552
		4416	100	18.11	576
		4416	500	17.53	558
		4416	1000	15.99	509
		西海岸		最小標準	165.00
45	29.24			930	
45	23.08			734	
100	22.88			728	
200	21.23			675	
300	19.33			615	
400	19.11			608	
500	18.03			574	
4314	300			16.78	534
4314	500			16.26	517
4314	1000			15.69	499
4416	100			16.53	526
4416	300			16.14	513
4416	1000			14.02	446

マレーシアに住む

賃貸住宅 (家具付き)

	クアラルンプールの 都市住宅一等地 (月額)	
	RM	¥
一戸建て		
バンガロー	3,000 - 55,000	95,442 - 1,749,770
2階建て2戸建て住宅	2,500 - 17,000	79,535 - 540,838
テラスハウス	300 - 18,000	9,544 - 572,652
アパート/コンドミニアム		
1ベッドルーム	400 - 10,000	12,726 - 318,140
2ベッドルーム	650 - 18,000	20,679 - 572,652
3ベッドルーム	700 - 40,000	22,270 - 1,272,560

資料出所: www.propertyguru.com.my

ゴルフクラブ会員権

コース: 9、18、27、36ホール

会員費	RM	¥
法人会員 (1名義)	1,694 - 250,000	53,893 - 7,953,500
月会費*	64.00 - 300.00	2,036 - 9,544
グリーンフィー		
- 平日	74.00 - 318.00	2,354 - 10,117
- 週末	150.00 - 450.00	4,772 - 14,316

資料出所: All golf club in Malaysia (<https://www.golf.com.my>)

インターナショナルスクールの学費

40校以上のインターナショナルスクールが、マレーシア教育省に登録されています。学校の所在地は、連邦直轄地であるクアラルンプールおよびラブアン、ジョホール州、ケランタン州、マラッカ州、ネグリセンビラン州、パハン州、ペナン州、ペラ州、サバ州、サラワク州です。

下記の費用は、代表的な学校の学費で、年間費用を算出してあります。

クアラルンプール・インターナショナルスクール (米国式カリキュラム)

登録費用	RM	¥	年間授業料	RM	¥
申込料登録費用	1,500	47,721	就学前学級年少	59,000	1,877,026
入会金	50	1,591	就学前学級年中	78,100	2,484,673
年会費	20	636	就学前学級年長 - 5年生	97,000	3,085,958
就学前学級年少と就学前学級年中	3,700	117,712	6 - 8年生	109,600	3,486,814
就学前学級年長	8,600	273,600	9 - 12年生	120,400	3,830,406
1-12年生	8,600	273,600			
ライフセンター教育(LCE) 統合プログラム (毎年) LCEを受講する1-12年生	41,900	1,333,007			

資料出所: www.iskl.edu.my
<https://www.iskl.edu.my/admissions/iskl-fees/>

インターナショナルスクールの学費

ガーデン・インターナショナルスクール、クアラルンプール（英国式カリキュラム）

登録費用	RM	¥	年間授業料	RM	¥
申込料	1,300	41,358	保育園	15,070	479,437
保育園と 就学前学級 (1年生に入学)	10,000	318,140	就学前学級	17,920	570,107
登録料	20,000	636,280	1年生	23,680	753,356
1-13年生			2年生	24,400	776,262
			3 & 4年生	27,070	861,205
			5 & 6年生	28,300	900,336
			7 & 8年生	31,120	990,052
			9年生	32,590	1,036,818
			10 & 11年生	33,330	1,060,361
			12 & 13年生	33,810	1,075,631
(1) この料金には、全学年のテクノロジー リソース、EYC から 9 年生までの書籍や一部の文房具も含まれます。ただし、制服、バス サービス、CCA、修学旅行、試験料、iPad の費用は料金に含まれません。 (2) 7 年生から 9 年生の EAL プログラムは、授業料の 10% が追加で適用されます。					

資料出所: www.gardenschool.edu.my

<https://www.gardenschool.edu.my/school-fees1/#giskl-fee-schedule>

オーストラリア・インタナショナルスクール、クアラルンプール

登録費用	RM	¥	年間授業料とテクノロジー料	RM	¥
申込料			保育園	10,176	323,739
- 就学前学級 (幼稚園)	1,000	31,814	準備学級	10,176	323,739
- ファンデーションから12年生	1,300	41,358	ファンデーション	13,170	418,990
入学金			1年生	13,880	441,578
- 就学前学級とファンデーション	10,000	318,140	2年生	14,443	459,490
- 1から11年生	20,000	636,280	3年生	15,174	482,746
			4年生	15,756	501,261
			5年生	16,753	532,980
			6年生	17,765	565,176
			7年生	18,343	583,564
			8年生	18,920	601,921
			9年生	20,375	648,210
			10年生	21,033	669,144
			11年生	21,223	675,189
			12年生 (*年3回の支払い)	28,296*	900,209*

資料出所: www.aism.edu.my

<https://www.aism.edu.my/admissions/fee>

フレンチ・スクール、クアラルンプール（フランス式カリキュラム）

登録費用	RM	¥	年間授業料	RM	¥
最初の登録料			幼稚園		
TPS/PS/MS クラス	8,000	254,512	- 全額 (企業レート)	37,663	1,198,211
その他のレベル	12,000	381,768	- 家族レート	27,160	864,068
保証金	12,000	381,768	(全ての国籍の生徒)		
			小学校		
			- 全額 (企業レート)	44,160	1,404,906
			- 家族レート	32,704	1,040,445
			(全ての国籍の生徒)		
			中学校		
			- 全額 (企業レート)	52,900	1,682,961
			- 家族レート	39,480	1,256,017
			(全ての国籍の生徒)		
			高校		
			- 全額 (企業レート)	57,500	1,829,305
			- 家族レート	43,585	1,386,613
			(全ての国籍の生徒)		

資料出所: www.lfkl.edu.my

<https://www.lfkl.edu.my/school-fees/>

インターナショナルスクールの学費

チャイニーズ台北スクール、クアラルンプール (台湾式カリキュラム)

登録費用	RM	¥	年間授業料	RM	¥
入学金	4,000	127,256	小学校 (台湾人生徒)		
PTA費	60	1,909	小学1-2年	4,100	130,437
雑費 (小学校)	1,950	62,037	小学3-4年	4,300	136,800
雑費 (中学校)	2,150	68,400	小学5-6年	4,500	143,163
雑費 (高校) - 文系	2,350	74,763	小学校 (外国人生徒)		
雑費 (高校) - 理系	2,850	90,670	小学1-2年	6,110	194,384
			小学3-4年	6,310	200,746
			小学5-6年	6,510	207,109
			中学校 (台湾人生徒)		
			中学1年	6,000	190,884
			中学2年	6,200	197,247
			中学3年	6,400	203,610
			中学校 (外国人生徒)		
			中学1年	8,210	261,193
			中学2年	8,410	267,556
			中学3年	8,610	273,919
			高校-文系 (台湾人生徒)		
			高校1年	7,900	251,331
			高校2年	8,100	257,693
			高校3年	8,300	264,056
			高校-文系 (外国人生徒)		
			高校1年	10,310	328,002
			高校2年	10,510	334,365
			高校3年	10,710	340,728
			高校-理系 (台湾人生徒)		
			高校1年	-	-
			高校2年	8,100	257,693
			高校3年	8,300	264,056
			高校-理系 (外国人生徒)		
			高校1年	-	-
			高校2年	11,010	350,272
			高校3年	11,210	356,635

資料出所: www.cts.edu.my

http://www.cts.edu.my/aboutus.php?au_cate=admission&au_id=36

ホテル宿泊料金

平均的な公表料金:

	シングル/ダブル	
	RM*	¥*
クアラルンプール		
5ツ星ホテル	551.67	17,551
4ツ星ホテル	381.67	12,142
3ツ星ホテル	275.00	8,749
ペナン		
5ツ星ホテル	620.83	19,751
4ツ星ホテル	393.97	12,534
3ツ星ホテル	236.27	7,517

**MAH 平均公表室料2021年

資料出所: Malaysian Association of Hotels - www.hotels.org.my

医療

一般医による平均的診察料

(a) 初来院/ 初診

項目	初診	
	RM	¥
診察のみ 診察と検査 診察と検査と治療計画	30.00 – 50.00	943 – 1,572
規定時間外の診察	上記の通常料金の50%まで	
往診または訪問看護	上記の通常料金の100%まで	

(b) 薬局サービスのないクリニック

項目	初診	
	RM	¥
診察のみ 診察と検査 診察と検査と治療計画	30.00 – 65.00	943 – 2,043
規定時間外の診察	上記の通常料金の50%まで	
往診または訪問看護	上記の通常料金の100%まで	

内科医、小児科医、精神科医による平均的な診察料(専門医料金)

項目	初診		再診	
	RM	¥	RM	¥
診察のみ 診察と検査 診察と検査と治療計画	80.00 – 235.00	2,515 – 7,387	40.00 – 105.00	1,257 – 3,300
規定時間外の診察	上記の通常料金の50%まで			
往診または訪問看護	上記の通常料金の100%まで			

資料出所: MOH

1) 一般開業医クリニックの別表 7

2) 2013年民間医療施設およびサービス(私立病院およびその他の私立医療施設)(修正版)令 - 別表13修正版

病院の平均的な入院費用

病室の種類	1泊当り	
	RM*	¥*
個室	120 – 430	3,772 – 13,516
2人部屋	136 – 168	4,275 – 5,281
4人部屋	80 – 118	2,515 – 3,709
集中治療室 (ICU)	380- 480	11,944 – 15,088

資料出所: Private and Government Hospital

<https://hsqbuloh.moh.gov.my/en/corporate/contact-us/hospital-information/15-pelawat/caj-dan-bayaran.html>

<https://onedaymd.aestheticsadvisor.com/2014/10/private-hospital-room-rates-kl.html>

家事手伝い

病室の種類	1か月当たり	
	RM	¥
使用人(フルタイムの外国人メイド)	2,500 から	79,535 から
運転手(基本給)	2,300から	73,172

出展:<https://www.salaryexpert.com/salary/job/general-helper/malaysia>



公共交通機関

	RM	¥
タクシー料金		
メーター制 (km毎)		
- 最初の1km	3.00	94
- その後200m毎	0.25	8
無線呼出し料金		
- 1回呼出し毎	2.00	63
- トランクに荷物を入れる場合	無料	無料
バスおよび電車運賃		
ラピッドKLシティーバス		
ゾーン1、2、3 & 4	1.00 – 3.00	31 – 94
ゾーン5、6、7 & 8	1.90 – 5.00	60 – 157
バスラピッドトランジット (BRT) - マレーシアのペタリンジャヤの南東郊外にサービスを提供する統合輸送システム。	0.80 – 8.80	25 – 277
クランバレー統合レイルトランジット (クアラルンプール/セランゴールのみのサービス)		
ケラナジャヤ(Kelana Jaya)線	0.80 – 6.10	25 – 192
アンパン(Ampang)線およびスリペタリン(Sri Petaling)線	0.80 – 6.00	25 – 189
KLIAエクスプレス (通常片道)	35.00	1,100
MRT	0.80 – 8.60	25 – 270
KLモノレール	0.90 – 6.10	28 – 192

資料出所: i) Syarikat Prasarana Negara Berhad (RapidKL) – www.prasarana.com.my

ii) KLIA Express – www.kliaekspres.com

iii) APAD Malaysia – <https://www.apad.gov.my>

<https://www.apad.gov.my/sumber-maklumat/1/pekeliling/251-kadar-tambang-baharu-bagi-perkhidmatan-kenderaan-perkhidmatan-awam-kelas-teksi-dan-kereta-sewa/file>

平均国内航空運賃

クアラルンプールからの行き先:

行き先	ビジネスクラス		エコノミー	
	RM	¥	RM	¥
ペナン	1,479	47,053	997	31,719
ランカウイ	1,035	32,927	599	19,057
ジョホールバル	1,479	47,053	643	20,456
クアンタン	1,035	32,927	488	15,525
トレンガヌ	1,035	32,927	719	22,874
クチン	1,376	43,776	864	27,487
コタキナバル	2,031	64,614	913	29,046

資料出所: Malaysia Airlines System (MAS) – www.malaysiaairlines.com

マレーシアでの外食

下記の料金は、クアラルンプール市内における価格です。マレーシアの他の地域では、通常さらに安くなります。

	RM	¥
安価なレストランでの食事	10 - 25	314 - 786
中級レストランでの3コースの食事2人分	60 - 200	1,886 - 6,287
マクドナルドでのマックミール (又はコンボミール相当)	15 - 20	471 - 629
KFC (スナックプレート)	17.99	565
ピザハット (Sサイズ - Lサイズ12インチ)	19.90 - 52.30	626 - 1,644
すし定食	15.90 - 21.90	500 - 688

出展: <https://www.numbeo.com/cost-of-living/in/Kuala-Lumpur>

クアラルンプールでのショッピング

クアラルンプールは、グローブ・ショッパー・インデックスで、東南アジアでショッピングに最も適した街としてランクされ、ショッピング天国の首都としての地位を確立しました。クアラルンプールでは、数多くの店で、さまざまな商品が安価で購入できます。

商品	RM	¥
ジーンズ (リーバイス501または同等品)	90 - 300	2,829 - 9,430
チェーン店 (Zara、H&M等) のサマードレス	55.00 - 250	1,729 - 7,858
ナイキのランニング・シューズ (中級品)	150 - 500	4,715 - 15,716
紳士用皮製ビジネス・シューズ	120 - 500	3,772 - 15,716
iPad Pro 12.9 inch M2 Wi-Fi 128GB	5,399	169,705
Nikon Z5 24-200mm	7,699	242,000
Canon EOS R10 (RF-S18-45mm f/4.5-6.3 IS STM)	4,399	138,272
iPhone 14 Pro Max 256 gb	6,299	197,995
13-inch MacBook Air (M1 Chip)	5,399	169,705
Samsung Q70B 65-Inch QLED 4K Smart TV QA65Q70BA	4,997	156,440

出展: <https://www.numbeo.com/cost-of-living/in/Kuala-Lumpur>

主な商品の物価

スーパーマーケットでの価格

商品	RM	¥
牛乳 (標準サイズ)、(1リットル)	6.20 - 9.90	197 - 315
食パン一斤 (500g)	2.50 - 5.00	80 - 159
お米 (白米)、(1kg)	2.59 - 12.00	82 - 382
卵 (標準サイズ) (12個)	4.80 - 11.88	153 - 378
国産チーズ (1kg)	13.00 - 130.00	414 - 4,136
鶏むね肉 (骨なし、皮なし)、(1kg)	7.99 - 25.00	254 - 795
牛もも肉 (1kg) (または同等の赤身肉のもも肉)	18.00 - 60.00	573 - 1,909
リンゴ (1kg)	6.00 - 16.00	191 - 509
バナナ (1kg)	4.37 - 10.00	139 - 318
オレンジ (1kg)	3.50 - 20.00	111 - 636
トマト (1kg)	4.00 - 10.00	127 - 318
ジャガイモ (1kg)	2.39 - 8.00	76 - 255
タマネギ (1kg)	2.99 - 7.00	95 - 223
レタス (1玉)	2.00 - 5.50	64 - 175
飲料水 (1.5リットルのボトル)	1.50 - 4.00	48 - 127
ワインボトル (中級品)	45.00 - 120.00	1,432 - 3,818
国産ビール (0.5リットルのボトル)	7.00 - 15.00	223 - 477
輸入ビール (0.33リットルのボトル)	8.50 - 25.00	270 - 795
タバコ20箱 (マルボー口)	17.40 - 21.00	554 - 668

免税品

下記は、マレーシアで免税品となっている商品の一部です。

万年筆、書籍、香水、化粧品、携帯用ラジオ、腕時計、カメラ、ビデオカメラ、計算機、コンピュータ、釣り道具、ゴルフクラブ、テニスおよびバドミントンのラケット、医療機器、マニキュア用品 (爪みがき、マニキュア液、除光液)、革製品 (靴、ハンドバック、札入れ、財布、スーツケース、旅行鞆、ブリーフケース)。

資料出所: マレーシア関税局 - www.customs.gov.my



関連機関

- **Federation of Malaysian Manufacturers**
Wisma FMM
3, Persiaran Dagang
PJU 9, Bandar Sri Damansara
52200 Kuala Lumpur, Malaysia
Tel: (603) 6286 7200
Fax: (603) 6274 1266 / 7288
E-mail: webmaster@fmm.org.my
Website: www.fmm.org.my
- **Inland Revenue Board**
Level 15, Block 9
Government Office Complex
Jalan Duta, P.O. Box 11833
50758 Kuala Lumpur, Malaysia
Tel: (603) 6209 1000
Fax: (603) 6201 3372
E-mail: lhdn@hasil.gov.my
Website: www.hasil.gov.my
- **Syarikat SESCO Berhad**
Sarawak Energy Berhad,
Menara Sarawak Energy,
No. 1, The Isthmus,
93050 Kuching,
Sarawak, Malaysia
Tel: (6082) 388 388
Fax: (6082) 341 063
E-mail: corpcomm
@sarawakenergy.com.my
Website: www.sarawakenergy.com.my
- **Companies Commission of Malaysia (SSM)**
Menara SSM@Sentral
No. 7, Jalan Stesen Sentral 5
Kuala Lumpur Sentral
50623 Kuala Lumpur
Malaysia
Tel: (603)2299 4400
Hotline: (603) 2299 5500
Fax: (603) 2299 4411
E-mail: enquiry@ssm.com.my
Website: www.ssm.com.my
- **MAS kargo**
Malaysia Airlines Cargo Sdn. Bhd.
1M Floor, Zone C, Advanced Cargo Centre
KLIA Free Commercial Zone
Southern Support Zone
Kuala Lumpur International Airport
64000 Sepang
Selangor, Malaysia
Tel: (603) 8777 2037
Fax: (603) 8783 3031
E-mail: rafidahjunaida.roslan
@malaysiaairlines.com
Website: www.maskargo.com
- **Telekom Malaysia Berhad**
Level 51, Menara Telekom (North Wing)
Jalan Pantai Baru
50672 Kuala Lumpur, Malaysia
Tel: (603) 2240 1211 / 1221 / 1225
Fax: (603) 2283 2415 / 2284 8039
E-mail: feedback@tm.com.my
Website: www.tn.com.my
- **Immigration Department of Malaysia**
(Ministry of Home Affairs)
Immigration Headquarters
Level 1 – 7 (Podium)
No. 15, Persiaran Perdana, Precint 2
Federal Government Administrative
Centre
62550 Putrajaya, Malaysia
Tel: (603) 8880 1000
Fax: (603) 8880 1200
E-mail: pro@imi.gov.my
Website: www.imi.gov.my
- **Malaysian Employers Federation (MEF)**
3A06 - 3A07, Block A
Pusat Dagangan Phileo Damansara II
No. 15, Jalan 16/11, Off Jalan Damansara
46350 Petaling Jaya
Selangor, Malaysia
Tel: (603) 7955 7778
Fax: (603) 7956 6353 /
7955 6808 / 9008
E-mail: mef-hq@mef.org.my
Website: www.mef.org.my
- **Royal Malaysian Customs**
Ministry of Finance Complex
No. 3, Persiaran Perdana, Precint 2,
Federal Government Administration
Centre
62596 Putrajaya, Malaysia
Tel: (603) 7806 7200
Fax: (603) 7806 7599
E-mail: kastam@customs.gov.my
Website: www.customs.gov.my
- **Tenaga Nasional Berhad**
129, Jalan Bangsar
59200 Kuala Lumpur
Malaysia
Tel: (603) 2296 5566
Fax: (603) 2283 3686
E-mail: webadmin@tnb.com.my
Website: www.tnb.com.my
- **Employees Provident Fund (EPF)**
Headquarters
Bangunan KWSP, Jalan Raja Laut
50350 Kuala Lumpur, Malaysia
Tel: (603) 8922 6000
Fax: (603) 89226222
E-mail: enquiry@epf.gov.my
Website: www.kwsp.gov.my
- **MIMOS Berhad**
Technology Park Malaysia
57000 Kuala Lumpur, Malaysia
Tel: (603) 8995 5000 / 5150
Fax: (603) 8996 2755
E-mail: info@mimos.my
Website: www.mimos.my
- **Sabah Electricity Sdn. Bhd.**
Wisma SESB
Jalan Tunku Abdul Rahman
88673 Kota Kinabalu
Sabah, Malaysia
Tel: (6088) 282 699
Fax: (6088) 223320
E-mail: webmaster@sesb.com.my
Website: www.sesb.com.my
- **Indah Water Konsortium Sdn. Bhd.**
No.44, Jalan Dungun, Damansara
Heights, 50490, Kuala Lumpur
Tel: (603) 2780 1100
Fax: (603) 2780 1101
E-mail: comms@iwk.com.my
Website: www.iwk.com.my
- **Ministry of Environment and Water**
Level 1-4, Podium 2 & 3,
Wisma Sumber Asli
No.25, Persiaran Perdana, Percint 4
Federal Government Administrative Centre
62574 Putrajaya, Malaysia
Tel: (603) 8871 2000/2200
Fax: (603) 8889 1973/75
Website: www.doe.gov.my
- **Cenviro Sdn. Bhd.**
13th Floor, Mercu UEM
Jalan Stesen Sentral 5
Kuala Lumpur Sentral
50470 Kuala Lumpur, Malaysia
Tel: (603) 2727 6100
Fax: (603) 2727 2100
E-mail: csd@cenviro.com
Website: www.cenviro.com
- **Malaysian International Chamber of Commerce and Industry (MICCI)**
C-8-8, Block C, Plaza Mont' Kiara
2, Jalan Kiara, Mont' Kiara
50480 Kuala Lumpur, Malaysia
Tel: (603) 6201 7708
Fax: (603) 6201 7705
E-mail: micci@micci.com
Website: www.micci.com
- **Social Security Organisation (SOCSCO)**
Headquarters
Menara PERKESO
281 Jalan Ampang
50538 Kuala Lumpur, Malaysia
Tel: (603) 4264 5000 / 5755
Fax: (603) 4256 7798
E-mail: perkeso@perkeso.gov.my
Website: www.perkeso.gov.my



● ジョホール州

Malaysian Investment Development Authority
No. 5, 13th Floor
Menara Tabung Haji
Jalan Ayer Molek
80000 Johor Bahru
Johor Darul Ta'zim
Malaysia
Tel: (607) 224 5500 / 5057
Fax: (607) 224 2360
E-mail: johor@mida.gov.my

● ケダ州 & ペルリス州

Malaysian Investment Development Authority
Level 4, East Wing
No. 88, Menara Bina Darulaman Berhad
Lebuhraya Darulaman
05100 Alor Setar
Kedah Darul Aman
Malaysia
Tel: (604) 731 3978
Fax: (604) 731 2439
E-mail: kedah@mida.gov.my

● ケランタン州

Malaysian Investment Development Authority
Level 5-C, Menara Pejabat Kelantan Trade Centre
Jalan Bayam
15200 Kota Bharu
Kelantan Darul Naim
Malaysia
Tel: (609) 748 3151
Fax: (609) 744 7294
E-mail: kelantan@mida.gov.my

● マラッカ州

Malaysian Investment Development Authority
Level 3, Menara MITC
Kompleks MITC
Jalan Konvensyen
75450 Ayer Keroh
Melaka
Malaysia
Tel: (606) 232 2878
Fax: (606) 232 2875
E-mail: melaka@mida.gov.my

● ネグリセンビラン州

Malaysian Investment Development Authority
Suite 13.01 & 13.02, 13th Floor
Menara Zurich
70200 Seremban
Negeri Sembilan
Malaysia
Tel: (606) 762 7921
Fax: (606) 762 7879
E-mail: nsembilan@mida.gov.my

● パハン州

Malaysian Investment Development Authority
Tingkat 10 KLM, Menara Zurich
P.O. Box 178
Jalan Putra Square 6, Putra Square,
25200 Kuantan
Pahang Darul Makmur
Malaysia
Tel: (609) 513 7334
Fax: (609) 513 7333
E-mail: pahang@mida.gov.my

● ペラ州

Malaysian Investment Development Authority
Level 4, Perak Techno Trade Centre (PTTC)
Bandar Meru Raya
Off Jalan Jelapang
P.O.Box 210, 30720 Ipoh
Perak Darul Ridzuan
Malaysia
Tel: (605) 5269 962 / 961
Fax: (605) 5279 960
E-mail: perak@mida.gov.my

● ペナン州

Malaysian Investment Development Authority
Unit 14.01, 14th Floor, Menara Boustead Penang
39, Jalan Sultan Ahmad Shah
10050 Pulau Pinang
Malaysia
Tel: (604) 228 0575
Fax: (604) 228 0327
E-mail: penang@mida.gov.my

● サバ州

Malaysian Investment Development Authority
Lot D9.4 & D9.5, 9th Floor
Block D, Bangunan KWSP
Karamuning, P.O.Box 11915
88100 Kota Kinabalu
Sabah
Malaysia
Tel: (6088) 211 411 / 230 411
Fax: (6088) 211 412
E-mail: sabah@mida.gov.my

● サラワク州

Malaysian Investment Development Authority
Room 404, 4th Floor
Bangunan Bank Negara Malaysia Kuching
No. 147, Jalan Satok
P.O. Box 716
93714 Kuching
Sarawak, Malaysia
Tel: (6082) 254 251 / 237 484
Fax: (6082) 252 375
E-mail: sarawak@mida.gov.my

● セランゴール州

Malaysian Investment Development Authority
Level 22, Wisma MBSA
Persiaran Perbandaran
40000 Shah Alam
Selangor, Malaysia
Tel: (603) 5518 4260
Fax: (603) 5513 5392
E-mail: selangor@mida.gov.my

● トレンガヌ州

Malaysian Investment Development Authority
Level 5, Menara Yayasan Islam Terengganu
Jalan Sultan Omar
20300 Kuala Terengganu
Terengganu, Malaysia
Tel: (609) 622 7200
Fax: (609) 623 2260
E-mail: terengganu@mida.gov.my



マレーシア投資開発庁本部



Malaysian Investment Development Authority

MIDA Sentral
No.5, Jalan Stesen Sentral 5
Kuala Lumpur Sentral
50470 Kuala Lumpur, Malaysia
Tel : (603) 2267 3633
Fax: (603) 2274 7970
E-mail: investmalaysia@mida.gov.my
Website: www.mida.gov.my

アジア太平洋

オーストラリア

Consul (Investment) / Director
Consulate of Malaysia
Level 6, 16 Spring Street
Sydney N.S.W. 2000
Australia
Tel : (6102) 9251 1933
E-mail: sydney@mida.gov.my

中華人民共和国

上海

Consul (Investment) / Director
Consulate General of Malaysia
Units 807-809, Level 8
Shanghai Kerry Centre
No. 1515, Nanjing Road (West)
Shanghai, 200040,
People's Republic of China
Tel : (8621) 6289 4547
Fax: (8621) 6279 4009
E-mail: shanghai@mida.gov.my

広州

Director
Malaysian Investment Development Authority
Unit 1804B-05
CITIC Plaza Office Tower
233 Tianhe Be Road Guangzhou
510610, People's Republic Of China
Tel : (8620) 8752 0739
Fax: (8620) 8752 0753
E-mail: guangzhou@mida.gov.my

北京

Counselor (Investment)/Director
Embassy of Malaysia (Investment Section)
Malaysian Investment Development Authority
Unit C,12th Floor, Tower A, Gateway Plaza
No.18 Xiaguangli, East Third Ring North Road
Choayang District, 100600 Beijing
People's Republic Of China
Tel : (8610) 8440 0071/0072
Fax: (8610) 8440 0076
E-mail: beijing@mida.gov.my

インド

Consul (Investment) / Director
Consulate General of Malaysia (Investment Section)
81 & 87, 8th Floor
3rd North Avenue, Maker Maxity
Bandra Kurla Complex, Bandra (E)
Mumbai 400051, India
Tel: (9122) 2659 1155/ 1156
Fax: (9122) 2659 1154
E-mail: mumbai@mida.gov.my

日本

東京

マレーシア投資開発庁
東京事務所
〒105-6032
東京都港区虎ノ門4-3-1
城山トラストタワー32F
Tel : (813) 5777 8808
Fax: (813) 5777 8809
E-mail: tokyo@mida.gov.my

大阪

マレーシア投資開発庁
大阪事務所
〒530-0001
大阪市北区梅田3-4-5
毎日インテシオ18F
Tel : (816) 6451 6661
Fax: (816) 6451 6626
E-mail: osaka@mida.gov.my

大韓民国

Counsellor (Investment) / Director
Embassy of Malaysia
(Malaysia Trade and Investment Centre)
17th Floor, Standard Chartered Bank Korea
Limited Building
47, Jong-ro, Jongno-gu
Seoul 03160, Republic of Korea
Tel : (822) 733 6130 / 6131
Fax: (822) 733 6132
E-mail: seoul@mida.gov.my

シンガポール

Consul (Investment) / Director
Malaysian Investment Development Authority
No. 7, Temasek Boulevard
26 - 01, Suntec Tower One
Singapore 038987
Tel : (65) 6835 9326 / 9580 / 7069
Fax: (65) 6835 7926
E-mail: singapore@mida.gov.my

台湾

Director (Investment)
Malaysian Friendship & Trade Centre
Malaysian Investment Development Authority
12th Floor, Suite A, Hung Kuo Building
No.167, Tun Hua North Road, Song Shan District
10549 Taipei, Taiwan
Tel : (8862) 2718 6094
Fax: (8862) 2514 7581
E-mail: taipie@mida.gov.my

アラブ首長国連邦

Consul (Investment) / Director
Consulate General of Malaysia (Investment Section)
Unit 2205, 22nd Floor, Tower A
Business Central Tower, Dubai Media City
P.O. Box 502876, Dubai
United Arab Emirates
Tel : (9714) 4343 696 / 697
Fax: (9714) 4343 698
E-mail: dubai@mida.gov.my

ヨーロッパ

フランス

Director
Malaysian Investment Development Authority
42 Avenue Kleber
75116 Paris
France
Tel: (331) 4727 3689 / 6696
E-mail: paris@mida.gov.my

ドイツ

フランクフルト

Consul Investment / Director
Consulate General of Malaysia
(Investment Section)
Level 9, HAT 64,
Bleichstrasse 64-66
60313 Frankfurt am Main
Germany
Tel: +49(0)69 8700 679-0
E-mail: frankfurt@mida.gov.my

ミュンヘン

Director
Malaysian Investment Development Authority
6th Floor, Bürkleinhaus
Bürkleinstrasse 10
80538 Munich
Germany
Tel: (4989) 2030 0430
Fax: (4989) 2030 0431-5
E-mail: munich@mida.gov.my

トルコ

Consul (Investment)/Director
Consulate of Malaysia (Investment Section)
Malaysian Investment Development Authority
APA-GIZ Plaza, Büyükdere Caddesi
No: 191 Level: 12, No:24
34330 Levent-İstanbul/TÜRKİYE.
Tel: +90212 905 11 00
E-mail: istanbul@mida.gov.my

アメリカ合衆国

シカゴ

Director
Malaysian Investment Development Authority
John Hancock Center, Suite 1810
875 North Michigan Avenue
Chicago, IL 60611
United States of America
Tel: (1312) 787 4532
Fax: (1312) 787 4769
E-mail: chicago@mida.gov.my

サンノゼ

Director
Malaysian Investment Development Authority
226 Airport Parkway, Suite 480
San Jose, CA 95110
United States of America
Tel: (1408) 392 0617
E-mail: sanjose@mida.gov.my

イタリア

Consul (Investment) / Director
Consulate General of Malaysia (Investment Section)
2nd Floor, Via Alberico Albricci, 9
20122 Milan (MI)
Italy
Tel: (3902) 8909 382 4
Fax: (3902) 8909 545 418
E-mail: milan@mida.gov.my

スウェーデン

Economic Counsellor
Embassy of Malaysia
Karlavaegen 37
P.O. Box 26053
S-10041 Stockholm
Sweden
Tel: (46) 8440 8400 / 8440 8416
Fax: (46) 8791 8761
E-mail: stockholm@mida.gov.my

英国

Counsellor for Investment (Director)
High Commission of Malaysia
Malaysian Investment Development Authority
17, Curzon Street
London W1J 5HR
United Kingdom
Tel: (4420) 7493 0616
Fax: (4420) 7493 8804
E-mail: london@mida.gov.my

ニューヨーク

Consul (Investment) / Director
Consulate General of Malaysia
Malaysian Investment Development Authority
(Investment Section)
313 East, 43rd Street
New York, NY 10017
United States of America
Tel: (1212) 687 2491
Fax: (1212) 490 8450
E-mail: newyork@mida.gov.my



発行:
マレーシア投資開発庁

MALAYSIAN INVESTMENT DEVELOPMENT AUTHORITY

MIDA Sentral

No.5, Jalan Stesen Sentral 5

Kuala Lumpur Sentral

50470 Kuala Lumpur, Malaysia

Tel : (603) 2267 3633

Fax : (603) 2274 7970

E-mail : investmalaysia@mida.gov.my

Website : www.mida.gov.my